

85-2

年少労働調査資料第33集

年少労働者の災害実態調査

昭和30年

労働省婦人少年局

目 次

一 調査の目的	4
二 調査の方法	4
(一) 調査の時期	4
(二) 調査の対象	4
1. 対象の抽出	4
2. 対象労働者数	4
(三) 調査の内容	5
三 調査の結果	5
(一) 要 約	5
1. 安全管理	5
(1) 安全委員会	5
(2) 安全管理者	5
(3) 安全教育の状況	6
2. 労働状況	6
(1) 労働時間、休憩時間	6
(2) 休 日	6
(3) 仕事をする場所	6
(4) 労働状態	7
3. 災害状況	9
(1) 災害度数率及び強度率	9
(2) 災害の原因	10
イ 災害の起因	10
ロ 災害原因	10
(3) 傷害部位	11
(4) 使用者の態度	12
(5) 災害防止についての希望意見	12
(6) 災害補償費	12
(二) 鉱 業	13
(三) 重 建 設 業	16
(四) 爆 薬 製 造 業	18
(五) 第一次金属製造業	21
(六) 自動車及び附属品製造業	24

(四) 鉄道車輛及び部分品製造業	29
四 附 表	35

統 計 表

第 1 表	調査対象抽出表 (昭和 28 年)	36
第 2 表	産業、事業場、年齢、性別、個人調査年少労働者数 (昭和 29 年)	36
第 3 表	産業、事業場、年令別災害年少労働者数 (昭和 28 年)	37
第 4 表	産業、事業場別労働者数 (昭和 28 年年間平均)	37
第 5 表	安全教育の有無 (昭和 28 年)	38
第 6 表	労働条件 (昭和 29 年)	38
第 7 表	作業の場所 (昭和 29 年)	38
第 8 表	産業別の労働状況 (昭和 29 年)	39
第 9 表	災害度数率及び強度率 (昭和 28 年)	40
第 10 表	災害程度別件数 (昭和 28 年)	41
第 11 表	災害原因 (昭和 28 年)	42
第 12 表	災害の傷害部位 (昭和 28 年)	44
第 13 表	災害を受けた年少者の災害防止の意見 (昭和 29 年)	45
第 14 表	年少者の災害防止に対する意見 (昭和 29 年)	45
第 15 表	災害補償費 (昭和 28 年 1 月～12 月)	46
第 16 表	事業場別災害状況 (昭和 28 年)	47
第 17 表	事業場、職種別災害原因及び防止対策	52

図 表

第 1 図	災害原因調査の有無 (災害年少者)	6
第 2 図	安全教育の有無 (災害年少者)	6
第 3 図	作業の場所 (一般年少者)	7
第 4 図	労働状況 (一般年少者)	7
第 5 図	職場で危険と思われるもの (以下災害年少者)	8
第 6 図	災害度数率	9
第 7 図	災害強度率	9
第 8 図	災害程度	10
第 9 図	災害起因	10

第10図	災 害 原 因	10
第11図	傷 害 部 位	11
第12図	産 業 別 傷 害 部 位	12
第13図	傷 害 後 遺 の 有 無	12
第14図	けがをした時の使用者の態度	12
第15図	災害防止についての希望意見	13
第16図	産業別災害防止についての希望意見	13

五 調 査 票	61
---------------	----

一 調査の目的

年少労働者の災害原因、災害発生状況、防止対策および、これら災害の発生した事業場の労働環境、安全管理、年少者の労働状態等を明らかにして、年少労働者災害防止の基礎資料とする。

二 調査の方法

(一) 調査の時期

調査実施

予備調査 昭和 29 年 7 月～8 月

本調査 昭和 29 年 10 月

調査対象時期

昭和 28 年 1 月～12 月

(二) 調査の対象

1. 対象の抽出

対象産業の選択に当つては、一般に災害の高率な産業、特に年少労働者の災害の高い産業、年少者の危険業務就業制限違反の多い産業、年少労働者数の多い産業等の点を考慮して、鉱業、重建設業（ダム、隧道）、鉄骨及び鉄筋工事業、家具及び装備品製造業、圧縮及び液化ガス製造業、爆薬製造業、第一次金属製造業、自動車及び附属品製造業、鉄道車輛及び部分品製造業、花火製造業を選び、これらの産業に属する事業場に対し、労働者数および災害状況の予備調査を行い、（附表 1 参照）この結果から年少労働者の災害発生件数、年少労働者数、事業場の企業規模、地理的条件等の諸条件を考えて次の産業及び事業場を調査対象として抽出した。

産 業	事業場 記 号	所 在 地
鉄 業	A	岩 手 県
"	B	福 島 県
重 建 設 業（ダム、隧道）	C	岐 阜 県
爆 薬 製 造 業	D	愛 知 県
第 一 次 金 属 製 造 業	E	兵 庫 県
"	F	"
"	G	東 京 都
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	H	"
"	I	神 奈 川 県
"	J	愛 知 県
鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	K	愛 知 県
"	L	"
"	M	大 阪 府

2. 対象労働者数

個人調査の対象となつた年少労働者数は、総計 443 名で、男子 401 名、女子 42 名である。産業に別みると、鉱業 29 名、重建設業 3 名、爆薬製造業 53 名、第一次金属製造業 120 名、自動車及び附属品製造業 146

名、鉄道車輛及び部分品製造業 99 名である。(附表 2 参照)

災害調査の対象の昭和 28 年中に休業災害をうけた年少労働者数は総計 98 名で、男子 95 名、女子 3 名である。産業別にみると鉱業 3 名、重建設業 12 名、爆薬製造業 4 名、第一次金属製造業 9 名、自動車及び附属品製造業 7 名、鉄道車輛及び部分品製造業 63 名であつた。(附表 3 参照)

(三) 調査の内容

調査は事業場調査と個人調査に分れ、事業場調査は危険業務及び災害発生現場の見学、事業場備えつけ資料の調査、個人調査は安全管理者及び現場の職長に対する質問調査、一般年少労働者及び災害をうけた年少労働者に対するバーバートテスト等である。調査の内容は労働条件、労働環境、災害状況、安全管理等に関するもので、調査票は五のとおりでである。

三 調査の結果

(一) 要 約

調査の対象となつた産業及び事業場は、災害の多いものを選んだため、ここにおける労働は、それぞれ危険な要素をもつたものが多かつた。

調査対象事業場の昭和 28 年年間平均労働者数は、鉱業の A 事業場 820 名、B 2,508 名、重建設業の C 650 名、爆薬製造業の D 1,725 名、第一次金属製造業の E 6,852 名、F 1,515 名、G 364 名、自動車及び附属品製造業の H 2,436 名、I 2,431 名、J 5,205 名、鉄道車輛及び部分品製造業の K 3,860 名、L 959 名、M 98 名であつて、従業員 1,000 名以上の大規模事業場が 8 カ所で最も多く、100 名未満の中規模事業場は 1 カ所にすぎなかつた。

以上の 13 事業場の総労働者数は 29,423 名で、その中年少労働者は 1,168 名で 4% を占め、年少労働者の約半数は技能養成工であつた。特に自動車及び附属品製造業、第一次金属製造業は、労働基準法によらない技能者養成も含め、技能養成工が 90% 近くを占めていた。女子の年少労働者は 135 名で、技能養成工は 1 名もいなかった。(附表 4 参照)

1 安全管理

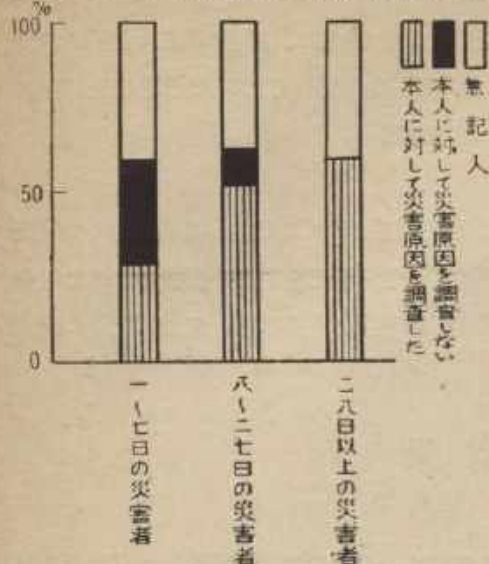
(1) 安全委員会

13 事業場の中 12 事業場が安全委員会(安全衛生委員会)、保安委員会等を設置している。委員会の構成員は、組合代表者も入っているが、事業場の職場の長である者が中心になつている場合が多かつた。活動は、主として災害を少なくする運動、パンフレット、懇談会等の啓蒙に重点がおかれていた。

(2) 安全管理者

どの事業場でも安全管理者、あるいは安全担当者が設けられてあつたが、その殆んどの者が工場長、課長、班長等の職制上、上位にある者で、そのため安全管理を行う時、安全管理者が自分の本務に追われ、安全管理が思うように行えないのが現状である。次に活動状況を、災害をうけた年少労働者の調査によつてみると、災害原因の調査を本人について行つたと答えた者は 39.8% にすぎず、21.4% の者は全然調査されず、残りの 38.8% は無回答であつた。そして、災害の程度によつても若干の差異がみられ、7 日以下の災害者では

第1図 災害原因調査の有無(災害年少者)



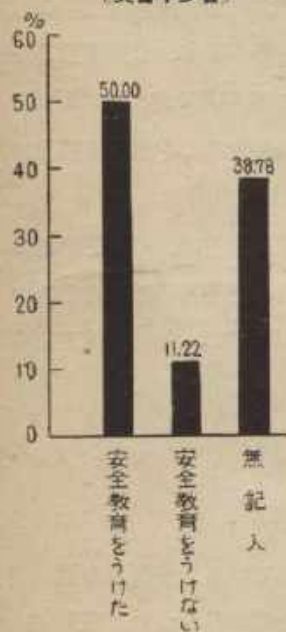
29.1%、8～27日の災害者52.6%、28日以上60%が調査を受け、災害の程度が軽い者ほど調査を受ける者が少くなっている。

安全管理の隘路としては、多額の経費を伴う安全対策の場合は、その遂行が困難であるとの回答が相当あつて、安全管理の良否が、経営の経済事情に左右されることが明らかである。

(3) 安全教育の状況

安全教育の実状についてみると、危険業務就業者、役付の労働者等に対する教育を行つている事業場、職場全員の安全懇談会、新規就業者の安全教育を行つている事業場があつたが、それ以外のところは主として安全のパンフレット、職場心得を配つたり、注意を促したりする啓蒙活動であつた。

第2図 安全教育の有無(災害年少者)



年少労働者に対する安全教育は、技能養成工の場合は教育時間内に行われていたが、その他のところでは、新規中学卒業生、新規就業者に対し、入社時に安全教育を行う事業場3カ所を除いては、就業後現場で実地に教えるという程度であつた。

次に災害を受けた年少労働者についてみると、その50%は安全教育を受けていたにも拘らず災害をうけているので、現に行われている安全教育の内容、方法についても問題があることが明らかである。

2 労働状況

調査を行つた6産業は、比較的災害が多く、労働状況もそれぞれの特殊性をもつことが考えられるので、その実状についてみると次のとおりである。

(1) 労働時間、休憩時間

この調査の対象事業場の所定労働時間は、1日7～8時間で、その中7時間の事業場は5カ所で、産業別にみると自動車及び附属品製造業、爆薬製造業の2産業の労働時間が比較的短い。休憩時間は重建設業の1時間30分を除いては殆んどが1時間前後である但し非常に危険で、しかも緊張、疲労を伴う作業については休憩時間の規定が別になつている。

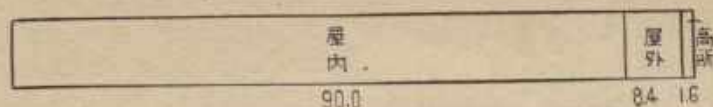
(2) 休日

全事業場が1週1回の休日を定めている。(附表6参照)

(3) 仕事をする場所

年少労働者の90%が屋内作業で、屋外は8.4%、高所(高さ5m以上ではあるが、この調査では女子年少労働基準規則第8条第24号に抵触するかどうかは明らかでない)は1.6%であつた。

第3図 作業の場所（一般年少者）



産業別にみると、重建設業、鉱業等に屋外、高所作業者が多かつた。（附表7参照）

（4）労働状態

次に危険な作業と、年少労働者の就業状態を各産業についてみると次のとおりである。

鉱業では危険の多いのは坑内作業であるが、年少労働者は1人も就業していなかった。

重建設業では危険な作業が相当多いが、年少労働者は成人労働者の助手として、これらの作業で働いているものが多く、隧道内の仕事には就業していなかった。

煤炭製造業では、建物、設備等は法規で厳しく取締られているので問題が少なく、又危険の多い作業には年少者は働いていなかったが、年少者が就いている填装、包装等の作業は、緊張の連続、粉じん、臭気、高温等により、年少者の発育に衛生上有害なのではないかと思われる。

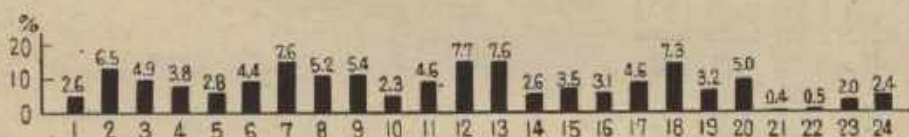
第一次金属製造業の起重機の運転、玉掛、熱処理、圧延、製条等の危険作業の中、玉掛を除いては年少者は働いていなかった。しかしこの産業の特殊性として高熱物、重量物を扱うので、どの作業にも或程度の危険が伴うのではないかと考えられた。

自動車及び附属品製造業では鋳造、鍛造、钣金、プレス等に危険な作業が多いが、年少者が技能者養成工として一定の場所に集って作業しているので比較的危険が少いように思われる。

鉄道車輛及び部品製造業では、どの事業場も建物、設備等が不備で、工場内は乱雑で暗く、起重機の運転、貨車組立、グラインダー等の危険な作業があり、貨車組立、グラインダー等の作業には年少者が働いていた。

年少労働者自身は、自分の労働についてどう思っているか、比較的災害の原因となり易い事項を列挙してこの中から年少労働者が選んだものを集計すると、次のような結果がみられた。最も多いのは、「作業についての知識がたりない」7.7%で、「作業によくなれていない」、「作業場所がせまい」各々7.6%、「力のいる仕事である」7.3%、「機械又は設備がよくない」6.5%等が多く、作業の危険よりも、職業教育、安全教育、の不足が目立っている。（附表8参照）

第4図 労働状況（一般年少者）



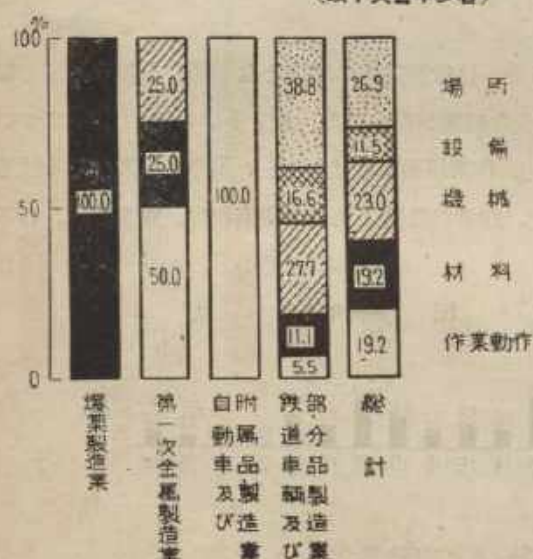
あなたの仕事場で次のようなことはありませんか。

- 1) 古い機械や工具を使っている。
- 2) 機械又はせつびがよくない。
- 3) 工具が不完全又は不適当である。
- 4) 安全装置又は安全器具がない。又、あつてもよくない。
- 5) 古い材料を使っている。
- 6) 材料又は取扱っているものが不適当である（重過ぎるなど）
- 7) 作業場所がせまい。
- 8) 足場が悪い。

- 9) 作業場のせいとんがわるい。
- 10) 衣服がわるい。
- 11) 安全教育を受けていない。
- 12) 作業についての知識がたりない。
- 13) 作業によくなれていない。
- 14) 仕事が好きでない。
- 15) 仕事がつまらない。
- 16) 仕事がつまづかしい。
- 17) 仕事がいそがしい。
- 18) 力のいる仕事である。
- 19) 速度の早い仕事である。
- 20) ひどく気を張つてする仕事である。
- 21) 交替制のため疲れている。
- 22) 被害が多い。
- 23) 人手がたりない。
- 24) れんらくがよくとれていない。

産業別にみると、鉱業では「作業場所がせまい」という回答が最も多く19.3%を占めている。重建設業では、「安全教育を受けていない」、「作業についての知識がたりない」等が各々16.8%で最も多く、安全教育、職業教育の不足を示している。爆発製造業では、「危い材料を扱っている」10.3%、「安全教育を受けていない」9.4%、「ひどく気を張つてする仕事である」、「力のいる仕事である」、「安全についての知識がたりない」等が各々8.5%で、爆発性、引火性、発火性の物を扱っているため常時緊張の持続を要求され、しかも安全教育が欠けていることが明らかである。第一次金属製造業では「作業場所がせまい」10.0%、「安全についての知識がたりない」9.6%、「機械又は設備がよくない」9.4%等で、安全教育の不足と、鉤物工場特有の狭い、暗い作業環境、機械設備の不備等が示されている。自動車及び附属品製造業では「作業によくなれていない」14.0%、「力のいる仕事である」10.1%、「作業についての知識がたりない」9.8%等が主なもので、やはり教育の不備がみられる。鉄道車輛及び部分品製造業では「作業場のせいとんがわるい」11.1%、「足場がわるい」9.2%、「機械又は設備がよくない」9.0%、「作業場所がせまい」8.1%等が多く、前に述べた作業場所、機械設備等の労働環境の悪いことを裏づけている。(附表9参照)

第5図 職場で危険と思われるもの
(以下災害年少者)



次に災害をうけた年少労働者が、職場のどのような点に危険を感じているかをみると、最も多いのは帯鋸、プレス切断機等の機械に対するもので23.1%、次は機械に関するもの、作業動作自体に関するもので各々19.2%である。特に爆発製造業では回答者全員が材料に、自動車及び附属品製造業では作業動作に危険を感じると答えているが、これは産業の特殊性を現すものであろう。

防護具を必要とする作業に従事している者は、その大部分が使用しているようである。しかし少数ではあるが、必要であるにも拘らず使用していないと答えた者もあつた。

その理由としては「防護具がない」「設備が不完全」「防護具を使用すると不自由」「眼鏡をかけると眼が痛

い」等があげられていた。

「鉄道車輛及び部分品製造業」には、防護具を必要とするにも拘らず使用していない者が比較的多かつた。

3. 災 害 状 況

(1) 災害度数率及び強度率

年少労働者の災害度数率は、全体では 47.34 であり、産業別にみると重建設業が 410.26 で異常な高率を示し、次いで鉄道車輛及び部分品製造業が 76.89 で比較的災害発生率が高い。以下鉱業、第一次金属製造業、爆薬製造業、自動車及び附属品製造業の順になっている。

これを成人労働者の災害度数率と比較すると、鉱業、爆薬製造業、自動車及び附属品製造業の 3 産業では年少労働者の度数率の方が成人労働者の度数率よりも低いが、他の産業においてはいずれも年少労働者の災害度数率の方が高くなっている。成人労働者の全体の平均は 37.55 である。(附表 9 参照)

次に年少労働者の災害強度率をみると、全体の平均は 0.75 であり、産業別には第一次金属製造業の 1.86、重建設業の 1.64 が高率を示し、鉄道車輛及び部分品製造業、鉱業、爆薬製造業、自動車及び附属品製造業等は比較的低い。

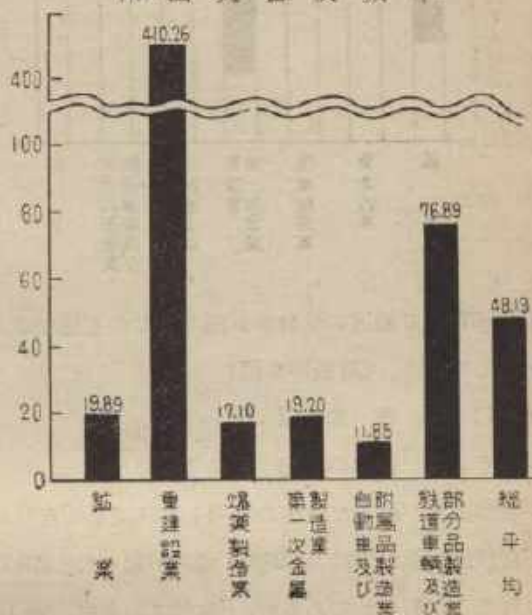
成人労働者の全体の平均強度率は 2.73 であり、産業別にみても年少労働者の強度率の方がいずれも低くなっている。(附表 9 参照)

以上の事から、第一次金属製造業は度数率は低いが強度率は高い。即ち発生率は低けれども災害を受けた者には重傷者が多く、鉄道車輛及び部分品製造業では、その逆で度数率が高いが強度率は低い。即ち軽度の災害が多く発生するということがいえる。重建設業は度数率、強度率いずれも高く最も問題を含んでいるといえよう。爆薬製造業、自動車及び附属品製造業は度数率、強度率共に比較的低い。年少労働者の災害の程度を休業日数の上からみる

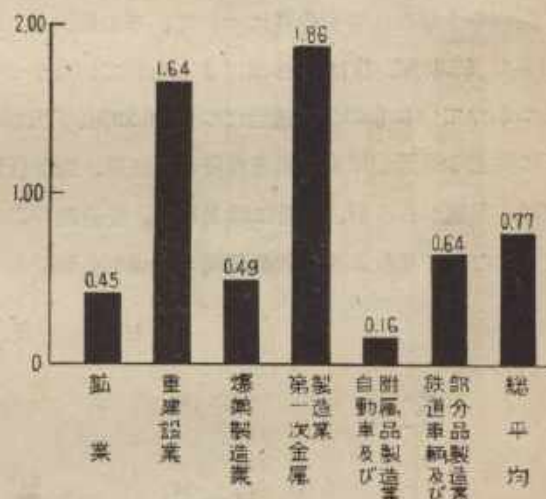
と、全体では休業 1～7 日の者が 60%、8 日以上の方が 40% であり、死亡者はいない。これは成人労働者の死亡 0.55%、休業 8 日以上 47.99% に比較すれば少々下廻っているが、しかし休業日数 8 日以上の方が 40% もいるということは注目される。

これを産業別にみると、休業日数 8 日以上の方の占める割合が大きいのは第一次金属製造業 77.78%、鉱

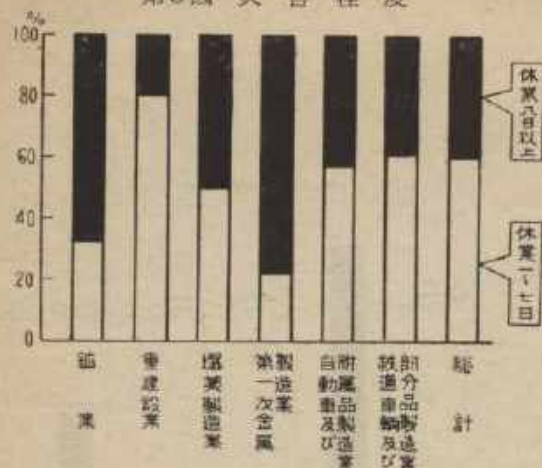
第 6 図 災 害 度 数 率



第 7 図 災 害 強 度 率



第8図 災 害 程 度



業 66.67% で前述の度数率が低くてしかも強度率の高い産業と一致している。(附表10参照)

(2) 災 害 の 原 因

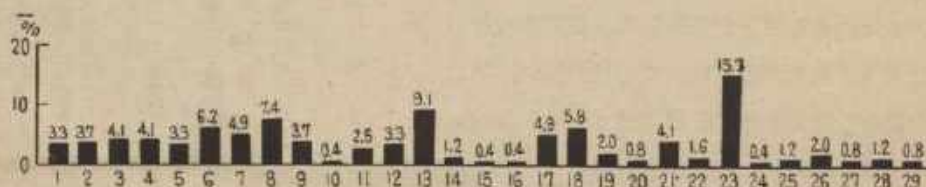
イ 災 害 の 起 因

まず災害が起きた直接の原因をみると、「自分が直接起した」者が最も多く、47.96% で約半数を占め、「自然におきた」者、14.27% 「他人が起した」者6.12% で、年少者の災害の多くは自分の直接行動によつて起つたことが明らかであるが、「自然におきた」者13% 余りについては、労働環境の不備を物語るものではないかと思われる。

ロ 災 害 原 因

災害をうけた年少労働者について、その原因をしらべると、最も多いのは「注意がたりなかつた」と云う回答で 15.36%、次は「作業によくなれていなかつた」9.14%、「足場が悪かつた」7.47% 「材料又は取りあつかっているものが不適当だつた」6.23%、「力のいる仕事であつた」5.82% 等が主なものである。このように災害の原因が年少労働者自身の不注意、或は仕事に対する不馴れが最も多いことは、年少労働者自身の側にも問題があるが、同時に職業教育、安全教育の不足が考えられ、又一寸した不注意、不馴れ等で災害をうけなくてすむような労働環境の整備が必要であらう。(附表 11 参照)

第 10 図 災 害 原 因



あなたがけがをした原因は次のどれにあたるといいますか。(これと思うものに○印をつけて下さい。いろいろの原因がある時は○印をいくつつけてもかまいません)

1.) 危い機械や工具を使つていた。

- 2.) 機械又はせつびがよくなかった。
- 3.) 工具が不完全、又は不適当であつた。
- 4.) 安全装置、又は安全器具がなかつた、またはあつたがよくなかつた。
- 5.) 危い材料をあつかつていた。
- 6.) 材料又は取あつかつているものが不適当だつた。(重すぎるなど)
- 7.) 作業場所がせまかつた。
- 8.) 足場が悪かつた。
- 9.) 作業場のせいとんがわるかつた。
- 10.) 通路以外を通つた。
- 11.) 安全教育を受けなかつた。
- 12.) 作業についての知しきがたりなかつた。
- 13.) 作業によくなれていなかつた。
- 14.) 仕事が好きでなかつた。
- 15.) 仕事がつまらなかつた。
- 16.) 仕事がむづかしかつた。
- 17.) 仕事がいそがしかつた。
- 18.) 力のいる仕事であつた。
- 19.) 速度のはやい仕事であつた。
- 20.) ひどく気をはつてする仕事であつた。
- 21.) 人手がたりなかつた。
- 22.) れんらくがよくとれていなかつた。
- 23.) 注意がたりなかつた。
- 24.) 職場で(家庭で)心配ごとがあつた。
- 25.) きそくや命令をまもらなかつた。
- 26.) 体力が不適であつた。
- 27.) 体格が不適当であつた。
- 28.) つかれていた。
- 29.) すいみんがたりなかつた。

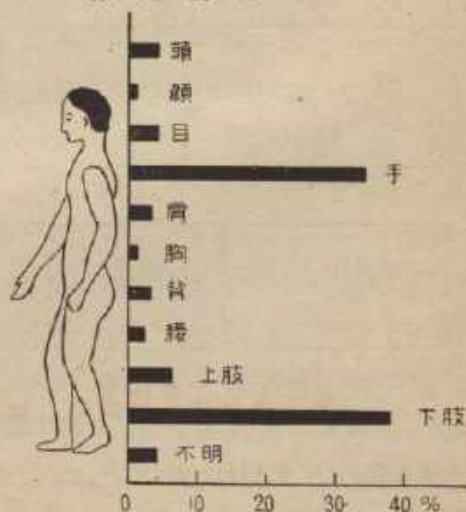
(3) 傷 害 部 位

年少労働者の災害による傷害部位はその大部分が手と下肢である。全体の 38% は下肢を、34% は手を受傷しており、頭、顔、目、肩、胸、背、腰、上肢等は少くそれぞれ 6% 以下である。

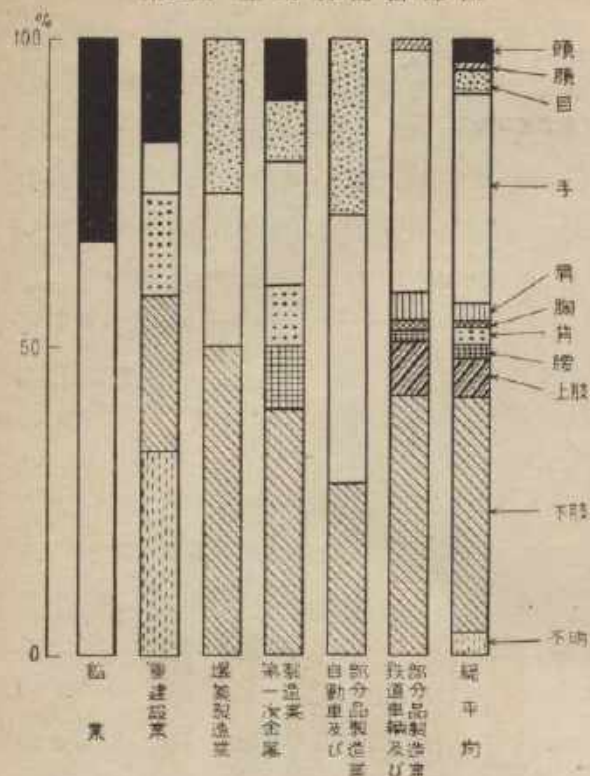
産業別にみると手と下肢はいずれの産業においても多数を占めているが、鉱業、重建設業、第一次金属製造業には頭部に受傷した者があり、爆薬製造業、自動車及び附属品製造業では眼を受傷している者が多いことは注目される。(附表 12 参照)

それでは傷害を受けた者は完全に元通りになつたかどうか、第 13 図によつてみると完全になつたと答えたのは 65%、傷害があとに残つたと答えた者は 35% もある。

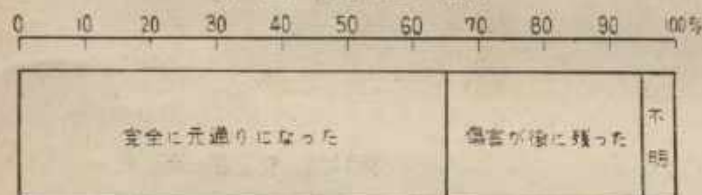
第13図 傷 害 部 位



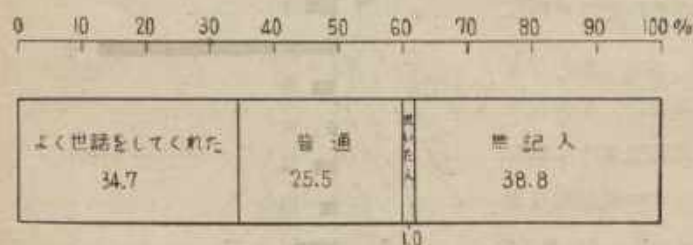
第12図 産業別傷害部位



第13図 傷害後遺の有無



第14図 けがをした時の使用者の態度



(4) 使用者の態度

年少労働者が災害を受けた時、使用者はどのような態度であつたか、半分以上の者はよく世話をしてくれたと答え、残りの大部分の者も普通だつたと答えているが、冷淡だつたという者が1名いる。

事業場別にみると、K事業場が他の事業場に比較して、普通乃至は冷淡だつたと答えた者が稍々多くみられた。

(5) 災害防止についての希望意見

災害を受けた年少労働者は、安全や災害防止についてどのような事を希望しているだろうか。附表13によると物的環境について希望を述べている者が最も多く60.49%を占め、労働条件については4.64%、人的関係については6.96%、本人自身に関するもの16.26%、その他4.67%、無希望6.98%となつている。

これらのうち主な意見を拾つてみると「工場内を明るく」「作業場を清潔に」「工場内の空気が悪い」「設備をよくして欲しい」「自分自身がつと気をつけたい」等である。

産業別にみるといずれの産業においても物的環境について希望した者の割合が大きい、鉱業、第一次金属製造業では殊に著しい。

次に一般年少労働者はどのような事を希望しているだろうか。

物的環境について希望している者が最も多く78.6%を占め、労働条件については12.6%、人的関係或は本人自

身の心構え等について述べた者はごく少数である。

産業別にみても大体同様の傾向がみられる。(附表14参照)

(6) 災害補償費

調査を行つた13事業場のうち、無記入のC及びMの2事業場を除いた11事業場についてみると、災害人員

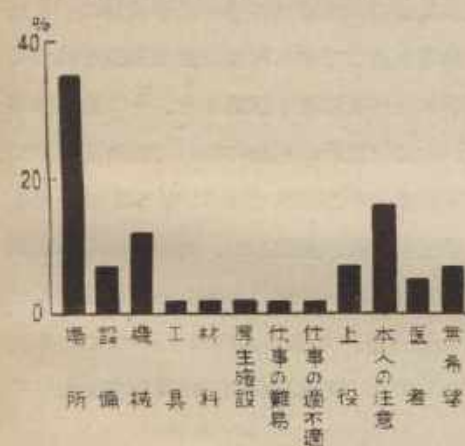
は1年間に2,260人、このうち年少者は91人である。

これら災害者に支払った災害補償費は合計67,691,064円であり、その内訳は障害補償費29,543,443円、43.64%を最高とし、次いで休業補償費26.75%、療養補償費18.71%であり、遺族補償費、葬祭料、打切補償費等は少い。これを災害者1人当たり平均にすると29,952円であり、全労働者28,675人に平均すると1人当たり2,361円を支払っていることになる。

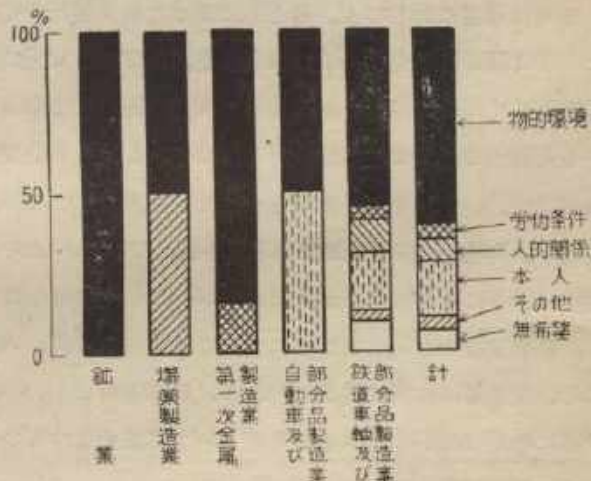
次に年少労働者についてみると、無記入の2事業場及び年少者の災害のないJ事業場を除いた10事業場の総計は390,174円で、その内訳は療養補償費44.10%、休業補償費29.92%、障害補償費25.89%で、遺族補償費、葬祭料、打切補償費はない。災害年少者1人当たり平均金額は4,288円であり、総年少労働者1人当たりの平均にすると345円である。

事業場別にみるとE事業場（第一次金属製造業）15,661,763円、B事業場（鋳業）14,067,280円が多額の金額を災害補償費として支払っている。年少者に対するものでは同じくE事業場の114,498円とL事業場（鉄道車輛及び部分品製造業）の45,200円が多い。（附表15参照）

第15図 災害防止についての希望意見



第16図 産業別災害防止についての希望意見



(二) 鋳 業

対象となつたのは2事業場で、A事業場は銅鋳を採掘している。労働者数は820名で、うち年少者は45名(5%)である。従業員は父祖代代にわたつて働いている者が多く、いわゆる渡り者は皆無で一つの独立した地域社会を構成している。B事業場は石炭を採掘しているが、最近の石炭界の不況のため新規採用は行っていない。現在の年少労働者は日雇臨時夫として採用したが、本人及び家族の要望に答え常雇臨時夫として使用している。労働者数2,508名、うち年少者19名(1%)である。両事業場とも技能者養成は行っていない。

1. 保 安 管 理

(1) 保安委員会

両事業場とも委員会を設け、月に1回以上開催している。B事業場における活動状況をみると、規約によ

れば、鉱業権者の選任した11名（但し半数は労働組合、社員組合の推薦によつて選任される）によつて構成されているが、この他に随時に現場係長、労務課員、医師、組合役員、組合職場委員等が出席して開催されている。最近、災害半減運動を提唱実施中で、このために保安者や、掲示板に災害速報を掲示、又入坑時に前日の重大災害の状況を放送、あるいは災害防止のための意見を所長や小中学生、主婦等から求め、これを録音にして一般労働者に放送、啓蒙につとめている。この委員会の下部組織として公傷審議会がある。この審議会は休業14日以上（災害に対して災害当事者、現場係員、現場責任者、参考人（目撃者）労組役員、保安関係者、医師等が出席して災害の原因を追求しその対策を審議する機関である。現在14日以上（災害が月に10～20件あつて、災害続出時には週2～3回開催することもある。ここで審議されたものの中から重要なものが、保安委員会に報告され、検討が加えられる。現在までのところ、年少者に関するもので、とりあげられたことは少い。

(2) 保安管理者

A事業場では所長代理が、B事業場では鉱務課長が保安管理者となつている。

(3) 保安教育

新規採用者に対してA、Bともに簡単な教育を行つている。A事業場の年少者は在学中に学校側の引率による年1回の職場見学あるいは会社従業員である父兄の談話、生活等を通じてある程度の鉱山知識を持つて入社してくるので採用後は現場毎の所属保安係員に職場を案内見学させ作業環境を認識させ、その後は作業中を見廻つてその都度実地教育を行つている。2名の災害年少者から安全教育の有無について回答を求めた結果では、いずれも安全教育を受けたと回答しているが、一般の年少者からの回答では7.9%が安全教育を受けず、7.9%が作業の知識の不足を訴えている。ある年少者は「安全教育が週間とか、何かきめられた期間中ばかりに重要視されがらであるが、たとえば些細なことでもたえず教育し、設備して欲しい」と述べている。B事業場では入坑者だけについて入坑前3日間、作業往復時の諸注意、用語の説明等を行つている。但し、年少者には入坑者がいない。A、B事業場とも、年少者に対する教育は実地教育例えば経験者を配して一緒に働かせながら仕事を教えるという方法をとつている。

(4) 保安管理上の隘路

A事業場では、保安管理者は所長代理になつているが、経営者である所長は殆んど不在のため、事実上の実権者としての地位を保安管理者が有しているため 経営者に対する支障というものはない。しかし、鉱山は所謂古い者が尊敬される気風、があるために、保安上古いものの持つ経験、古い技術等がなかなか捨てきれない害があると言つている。B事業場では鉱務課長が保安管理者を兼任しているが、改善要求事項は殆んど実現しており、特に隘路というものはないと言つている。ただ労働者に対する啓蒙宣伝として、現在直接夫に対して行つている程度の啓蒙宣伝教育を全鉱山労働者に行いたい、人的配置と経費の点から実現できないでいる。

2. 労働状況

A事業場で働いている年少者は坑内から出てきた鉱石をキャッチャーで掻いて下の鉱車に入れる作業、鉱石を背負つて倉庫にしまう仕事、鉱車で廃石をすてる仕事、鉱石中に含まれる元素の試験分析の助手、その他鉄工場での修理事業、選鉱雑用、事務所雑用等に従事している。B事業場ではダイナマイト装填後密閉する

ための棒状の粘土、運搬アンゴ作り作業、キャリヤ（コンベアーベルトの下に敷くもの）の分解修理注油作業、アークとセメントをこねて木型に入れて作るブロック作業、このブロックで土止めを行う作業等に従事している。A、Bともに坑内で作業している者は皆無であるので、さほど危険な作業ではない。しかし、仕事についての感想では、A事業場の場合「力のいる仕事である」「ひどく気を張つてする仕事」「作業場所がせまい」、B事業場では「作業場所がせまい」「足場が悪い」「作業によくなれていない」等の意見を多く述べている。

3. 災害状況

昭和28年1年間の災害発生状況をみると、A事業場では成年労働者平均775名のうち、災害を受けた者は死亡1名、休業8日以上災害者23名、8日未満34名となっている。年少者は平均労働者数45名のうち、休業8日以上者、休業8日未満者各1名となっている。災害度数率は成年者18.81、年少者19.01、強度率は成年者4.72、年少者0.41となっている。

次に、災害を受けた年少者の職種は選鉱雑役夫と、沈殿雑役夫で、年齢は前者が16歳、後者が17歳、前者は勤続5ヵ月目、後者は2ヵ月目に災害を受けている。災害状況は、「鉱車脱線のはずみで、鉱車と上部の鉄板製漏斗との間に首をはさまれて受傷」「50～60秒間隔で下りてくる空搬器で、搬器と搬器の間に手をはさまれて受傷」したものである。以上の災害の原因としては、職場責任者はいずれも本人の不注意にもとづくものであると云つていたが、災害者の前者は「作業場所が狭かつた」「作業によくなれていなかった」「規則命令を守らなかつた」ことなどを原因としてあげており、後者は「作業についての知識不足」「仕事がつまらなかつた」ことなどをあげている。防止対策としては一般的には、例えば採掘法にアンダーカット・レイピング法を用いて、現在採掘間隔20尺毎で行つているため、落盤や、未採掘地の地割れ等があるので、これを30尺程度にする。保安帽を統一する。労働者の主婦を職場見学させて家庭の理解を深める等の措置がとられているが、年少者に対する特別の対策はみるべきものがない。

B事業場では成年労働者平均2,489名のうち、死亡2名、休業8日以上345名、休業8日未満292名となつており、年少者は平均労働者数19名のうち、休業8日以上1名だけである。災害度数率は成年者95.46、年少者21.93、強度率は成年者1.69、年少者0.55となっている。災害を受けた年少者は、16歳で入社後6ヵ月目に災害を起している。発生状況は「土止め作業中、足元が滑つて転倒して受傷」したものであるが、職場の責任者は足元の不安定による点を認めており、防止対策として経験者をつけて一緒に働くようにしている。以上の災害状況からみると、A及びBの場合、ともに作業そのものはさほど困難なものとは考えられないし、大部分が本人の不注意と、あつさり片附けられているのが現状であるが、この種産業の災害は大きなものが多く、且つ成年者に多く発生している為に、年少者の場合は、ともすれば忘れられた存在になつていようである。

4. 女子年少者労働基準規則について

○年齢のみで制限せず、個人の発育差を認めて欲しい（B事業場）

○年少者の坑内使用は、経験2年位を経過した者は雑役程度には使用可能として欲しい（A事業場）

(三) 重 建 設 業

建設業は鉱業、林業等に次いで災害の多い産業であり従つてまた多くの問題を含んでいるものと思われる。

対象として選んだC事業場はG県M川の上流に水力発電所のダム及び導水路を建設しており、労働者数650名、うち年少労働者は25名である。女子は35名で年少の女子は居なかつた。

工事は27年12月に着手、29年11月に完成の予定であり、現在は午前7時より翌朝4時30分まで作業が行われ、成年者は全職種にわたつて2交替制を実施している。

一般にダム建設現場では労働者の異動が激しく、平均して3ヵ月位で全部入れ替るというような特殊な状態にあり、また工事完了を間近に控えて労働者数も減少しつつある。

1. 安 全 管 理

(1) 安全委員会

本社に中央安全衛生委員会があり、各支店出張所に地方安全衛生委員会を設けている。

安全衛生委員会規則、安全衛生協議会会則等がつくられ、安全十訓などの標語を現場に貼り、特に職長、班長に対しては安全心得をつくり現場作業の安全、落盤防止、発破作業等による災害の防止等について細部にわたつて責任者の注意を喚起している。

中央安全委員会は年2回招集され、地方安全委員会、職長安全会議等は随時開催されている。

(2) 安全管理者

現場の工事係長(1名)が専任安全管理者になつている。

(3) 安全に関する教育訓練

前記の職長(班長)に対する安全心得及び一般労働者に対する安全十訓を周知徹底させるようにしている。即ち土石の切取作業、運搬作業、索道作業、隧道作業、発破、高所作業、水中作業、水上作業、コンクリート打、電気作業、コンプレッサー、溶接作業、アセチレン溶接作業、グラインダー、木工作業等の各項目に分類して安全作業を行うのを注意を促し、特に落盤防止、発破作業については細心の注意を払うよう作業上の細部にわたつて指示している。

年少労働者に対する特別な教育訓練は行っていない。

一般年少労働者の個人調査によると、3名のうち2名は安全教育を受けていないと答えている。

(4) 安全管理上の隘路

安全管理者は現場係長である為、現場監督に関する一切の権限が与えられており、安全管理については安全管理者の一存によつてできるので、安全管理を実施する上の隘路は別にないといつている。

2. 労働状況

工事の性質上一般の工場における作業とは異つた特殊性がある。

隧道(導水路)のくつさく、重量物の運搬、高所における作業、トロッキ押し等作業自体に危険性を含んだものが多いため災害率も高い。

年少者は成年者の助手として働いている者が多く、その主な仕事はウィンチ巻き助手、トロッコによる運搬、索道の半形押し等であり、いずれも力を要する仕事である。隧道内の作業には年少者は従事していない。

これらの年少者に対して、その労働状況を調査したのが附表9及び10であり、これによると「機械又は設備がよくない」「作業についての知識がたりない」「仕事が好きでない」「仕事が忙しい」「力のいる仕事である」「速度の速い仕事である」「ひどく気を張つてする仕事である」「交替制のため疲れている」「人手が足りない」等の答が出ている。

なお調査を行つた年少者は防護具を必要としない作業に従事していた。

3. 災 害 状 況

昭和28年1年間の災害発生状況をみると、成年労働者625名のうち、災害を受けた者は死亡3名、休業8日以上災害者68名、休業8日未満の災害者274名の多きに達している。年少者（男子のみ）は25名のうち、休業8日以上4名、8日未満16名であり災害が非常に多い。

災害度数率は成年者283.08、年少者410.26、強度率は成年者19.36、年少者1.64でいずれも著しく高い。

災害の原因は他産業と異り、最も特徴的なのは落盤による災害、堰堤工事の穴掘りの際の落石等による災害である。

次に災害を受けた年少者のそれぞれの災害原因、対策等について調べてみると先に述べたように重建設業では異動が激しく、災害を受けた本人及び当時の職長は現在就業して居ないので、それらに対する調査を行う事は出来なかつたが、記録によつてこれを調べてみた。

記録のある者12名中、石運搬夫2名、土砂運搬夫1名、他は職種不明である。年齢は15歳、16歳がそれぞれ1名、残り10名は17歳である。勤続年数は6カ月未満が大多数であり、最も勤続の長い者で8カ月、短い者は4日目、6日目に災害を受けている。

災害原因をみると休業日数1～7日の者は8名で、「鍛冶作業中焼鉄が飛び受傷」「鍛冶場で冷えていない焼直しテコを持ち火傷」「岩石にはさまれて受傷」「古釘による刺傷（2名）」「丸太運搬中捻挫」「足場より落下して受傷」「材料が落下して受傷」等である。休業日数8日以上のは4名でその災害状況は次のとおりである。

- 荷物運搬中石につまづき転倒、右背筋坐傷肋膜裂傷、休業8日間
- 古釘による刺傷、足背貫通刺創、休業18日間
- 仮棧橋の板が折れ約7尺下へ転落、頭蓋底骨折、休業19日間

その後防止対策として棧橋はより厚味の板を用い、かこいをし、月1回の張替をするようにした。

- トロ押し作業中、踏板の間へ足をすべらし転倒、右大脳骨頸部不全骨折、休業30日間

この他無休災害として、「石を持ち上げる際手をむらす」「搬器返し中砂が目に入る」「石粉が目に入る」「材料が落下し受傷」等がある。

他産業では傷害部位が大多数は手、下肢等であるのに対して、重建設業では頭、背等を受傷している者が

多いという事も注目される。

これらの災害を防止するために、安全管理者は踏板的修理、通路の整頓、経験者の配置、落石の監視等種類の措置を講じているといっている。

災害を防止するために年少者はどのような事を希望しているだろうか、この間に答えた者は少く、人員を増して欲しいというのが1件あった。

以上重建設業においては災害防止のための対策を種々講じてはいるが、一般にこうした現場においては災害のあるのが当然の事だというような観念があるのではなかろうか。これは使用者や安全管理の担当者に限らず、労働者自身にもそのような観念があつて、生命身体安全について積極的にそれを護ろうとする意欲が薄いように思われる。従つてまずこのような観念を破る事が先決で、これなくしては積極的な安全管理、安全対策は出て来ないのではないかと思われる。年少者の安全管理についてはこのように災害が頻発し易くまたその強度率の高い重建設業においては、一般労働者の安全についての配慮は勿論であるが、年少者の作業現場には特に経験を積んだ責任者をおいて細心の注意を与える事が必要であり、禁止業務でなくとも体力経験から無理な現場に就業させることは避けるようにすることが必要であろう。

4. 女子年少者労働基準規則について

労働基準法第64条に、女子及び年少者の坑内労働の禁止をうたつてゐるが、これを緩和してもらいたいという意見が安全管理者から出された。

即ち、隧道100米のうち60米完成した場合、その完成部分の隧道内の簡単な仕事例えばあと片づけ、掃除等は危険とは認められないから、これを就業出来るようにしてもらいたいというのである。

(四) 爆薬製造業

爆薬製造業については、D事業場1カ所だけ調査を行つた。D事業場は、町はずれの山に囲まれた地帯にあり、総面積464,168.14坪の広い敷地に原料工場91棟、製薬工場333棟、火薬庫41棟等を有する。ここでは、一作業工程で一つの建物を使つてゐるので、建物一つ一つの規模は小さく、火薬類取締法、危険物取締条例、労働基準法等で規定されているため、夫々の建物間の距離も相当の長さを保つてゐる。特に火薬庫、ニトログリセリンを扱う建物等は、遠隔地にあり、地形に考慮が払われ、爆発時に備へ避難穴、土塁等がつくられてゐる。又ニトログリセリンの輸送路は、衝撃を防ぐためコンクリートを敷き、輸送車にはゴムの衝撃よけの設備がされている。ニトログリセリン調合の作業等危険な職場に働く人は、勤続10年以上に限られ、事業場内に入所する者は全員検査を受け、危険物が事業場内に入ることを防ぐ等、他産業と異つた特殊な事業場であつた。このようにD事業場で、労働環境の整備に相当の注意が払われていたのは、過去一、二の火薬庫大爆発があつたので、法規の取締りが厳しかったためである。

D事業場の生産物は、膠質ダイナマイト日産20,400kg、粉状ダイナマイト16,800kg、無煙火薬2,932kg、テトリール200kg、トリニトロトルエン8,000kg、捕鯨砲用薬包1,000箇、修理ニトロ化合物1,800kg、ラ

ッカー用硝化綿 600kg 等である。労働者数は昭和 27 年夏以降漸次増加し、昭和 28 年年間平均労働者数は 1,725 名で、その中年少者は 80 名（男子 16 名、女子 64 名）で 5% を占めている。そして年少労働者の働いている職種は包装工、填薬工、運搬工、風晒工、篩分工、巻装工、運転工、研究、鉛工、分析工、検査工、未成薬工、設計工等である。

1. 安全管理

(1) 安全委員会

委員会は毎月 1 回開催され、委員の担当区域内に傷害事故が発生した場合には調査を行い報告書を作成する。又毎月給料日の午後には委員が工場安全衛生検査を行つている。

(2) 安全管理者

この事業場には安全管理者が 8 名あつて、事業場における地位は技術部長、現場各課長等である。その他法外安全管理者として火薬類作業主任者 1 名がきめてあつた。そして安全管理者はこの事業場は、火薬類取締法（通産省）、労働基準法、危険物取締条例（消防法）等の法規で厳しく取締られているし、安全管理者が職制と直結しているので、安全管理の隘路と云うような点は特に考えられないと答えている。

(3) 安全教育

安全教育および安全についての懇談会を毎月 1 回課長、伍長を集めて行つている。その他 T.W.I による課長、伍長、室長の訓練も行われているが、特に年少者を対象としたものは行っていない。この事は、多くの年少労働者の回答からも、災害をうけた年少労働者の回答からもみられることである。

2. 労働状況

次に爆薬製造業の労働状況を、安全管理者、組合の代表者、年少労働者等の意見によつてみると、爆薬製造業における労働の特殊性が明らかである。

安全管理者の言葉によると、爆発の恐れのある工室は建物の周囲を土塁で囲み、発火の恐れがある工室には消火設備が整備され、爆発の恐れがある機械は遠隔操作による運転を行い、安全作業第一を目標としているそうである。労働組合の代表者は、建物、機械、器具、設備等は法律により制約をうけているのであまり問題がないが、硝安の粉塵の排気、予捏和作業場の排気の設備が完備していない事、包装作業では夏季にパラフィン油脂の臭気と高温のため倒れる者が出ること、填薬作業ではカブレを生じる者があり、立作業と、填薬台（鋳）の重さで疲労が激しい事等を挙げている。年少労働者自身は自分の作業について「危い材料を扱っている」10.3%、「安全教育をうけていない」9.4%、「作業についての知識がたりない」8.5%、「力のいる仕事である」8.5%、「ひどく気を張つてする仕事である」8.5% 等と答えている。次に年少労働者が多く働いている職種の意見をみると、填薬工は「材料又は取扱っているものが不適當である」「力のいる仕事である」「危い材料を扱っている」等、包装工は「速度のはやい仕事である」「ひどく気を張つてする仕事である」「作業についての知識がたりない」「安全教育をうけていない」等の回答が多い。災害を受けた年少労働者も薬品（材料）が危険であると回答している。このように爆薬製造の D 事業場は、法律により建物、設備等の物的面は比較的問題が少ないが、爆発、発火の恐れのある材料を常時扱うことによる緊張の連続、粉塵、臭気、高温等の換気不十分、重い鉛製の作業台の取扱い（填薬台）、立作業等の労働状況は、他産業と比べて特殊なものであり、このような業務には年少労働者が主として従事しているので更に適切な労働管理が必要

であると思われる。

災害の多い化成係酸類係には年少者は働いていなかった。

なお、この事業場では殆どどの年少労働者が防護具を使用していた。

3. 災 害 状 況

D事業場は、昭和 28 年から、戦後休止していた無煙火薬、ニトロ化合物の製造を再開し、新規従業員の雇入を行つたため、この年の災害はこれらの人達、職場に多く発生し、昭和 27 年に比べると災害件数、度数率、強度率は何れも高くなつてゐる。しかし昭和 27 年の全国産業爆薬製造業の休業以上傷害度数率 22.8 と比べると、D事業場の 28 年の災害度数率 21.87 は僅かに低いものである。

年齢別にみると、18 歳以上の者の災害度数率は 22.17、18 歳以下は 17.10、18 歳以下の男子は 53.27、女子は 13.85 で、男子年少労働者の度数率が高くなつてゐる。強度率は 18 歳以上 5.21、18 歳未満 0.49、18 歳未満の男子 0.32、女子 0.51 で年少労働者の強度率は低く、特に男子年少労働者の強度率が低い。この事業場の勤続年数別の災害状況をみると、男女とも 1～3 年の者が最も多くなつてゐる。

災害の原因は、D事業場では特殊危険災害が最も多く、その中でも毒劇災害が多い。次は作業行動災害で、その第一は取扱運搬災害である。災害を受けた年少労働者 4 名についてみると、2 名が取扱運搬災害、1 名が撃突災害、1 名が毒劇災害であつた。災害をうけた年少労働者の職種別年少者災害度数率は簡分工 33.33、分析工 83.33、膠質工 20.83 で、これらの職種の年少労働者の度数率は全体の平均度数率より高く、分析工の度数率は特に高率であつた。

次に災害をうけた年少労働者の個々の場合についてみると次のとおりである。

○年少分析工は、ガラス器具洗滌の液中から、器具を取出そうとした時、同じ作業をしていた者が、クロール硫酸液をはね返し、これが本人の顔面にとび左眼に入り、休業 8 日の災害をうけた。責任者は、二人で同じものを取出そうとしていて、同僚について注意を払わなかつたためであるとしているが、その後保護眼鏡、器具挟みを新しく備えた。

○填薬工の年少者は、斜面ですべりそうになり、手許から填薬台が落ち足に当たつたため休業 6 日の災害をうけたが、填薬台が重いことは、組合の代表も、年少労働者自身も問題にしているのに、この点について早急な対策が樹てられることが望ましい。

○年少膠質包装工、簡分工の場合は、前者は排水溝へ足をすべらして転倒負傷、後者は扉に手をはさまれて負傷したもので何れも不注意であつた。

災害防止の方法として、年少労働者が挙げているのは、作業服の配給、安全教育の普及徹底、掃除具の完備、作業場所の整備、整頓、照明設備、防火設備の完備、火薬の漏出防止等が主なものである。

以上の調査結果および実際に事業場で調査を行つた時の感想をまとめると、爆薬製造という危険な作業であるが、建物、設備等の面では災害防止に力がそそがれており、又年少者は比較的危険の少ない作業をしていた。そのため年少労働者の場合は、災害より一日中立つて仕事をする填薬作業の疲労の方が問題になると思われる。なお男子年少労働者で実験室に勤務し、補助作業とはいえ危険な薬品を使用しているものがあつたが、それらに対する技術指導と保護具の使用は考慮しなければならないであろう。

この事業場では、作業場所が産業の特殊性により広範囲に散在しているため、安全管理が不十分な点も考

えられ、年少労働者の安全教育、保護具の使用にも特に注意が払われねばならないと思われる。

(五) 第一次金属製造業

第一次金属製造業のE、F事業場は神戸に、G事業場は東京にあつて、労働者数はE 6,852名、F 1,515名、G 364名で、年少労働者数はE 168名、F 65名、G 32名である。年少労働者はどの事業場でも大部分の者が男子で、技能養成工（労働基準法によらない技能養成工も含めて）であつた。

そしてE事業場では化学工業用機械、鋳山、炭礦、土木、セメント機械、その他の機械（水圧機、連続式伸縮機等々）鋳鍛鋼製品の車輛用品、造船用品、電気機器用品、鉄鋼機械用品、圧延鋼材（線材、条鋼、型钢）、電弧溶接棒等を、F事業場では鋳鍛鋼品、棒鋼品、G事業場では鋳鍛鋼製品（主としてシリンダー、歯車、車輪、ラム、その他の機械部品等）を生産している。

1. 安全管理

(1) 安全委員会

どの事業場でも安全委員会が組織され、職場に直結した職場安全委員会ももたれていたが、これらの委員会の長は、殆んどのが役付で、職制と直接結びついているものであつた。この活動は、主として建物、施設（防護具も含めて）の改善、職場の整理、整頓、安全教育、災害発生時の調査、対策、安全週間の行事等であつた。

(2) 安全管理者

安全管理者は、3事業場とも安全管理課長、生産部長、工作係長等の役付の者が兼任していた。そのため安全管理の実施に伴う職権上の制約は少いが、本務に追われ、時間的に拘束され安全管理の細い仕事までは手が廻らないと答えている者もあつた。又、F、G両事業場では安全管理の実施面、書類、手続等は主として安全課が担当していた。

(3) 安全教育

E事業場では、交替制の職場で月2回安全に関する会を開く他、各職場でも懇談会を開いて施設、災害原因等について研究している。年少労働者は殆んど技能養成工で、週1時間安全課の者の講義をうけ、実習の時は職場安全懇談会に参加している。

F事業場では時々同一職場の者が集り、安全委員会の班長が出席して安全に関する話や、紙芝居等を行っていた。年少労働者はやはり技能者養成中（労働基準法によらないもの。2～3カ月）に安全教育をうけ、職場に入ってから職場の会に参加していた。

G事業場では、役付の者には安全委員会を通じて教育を行つていたが、今後は一般の者に対しても実施したいとのことであつた。年少労働者は技能者養成中（労働基準法によらないもの）にだけ安全教育を受けていた。このように第一次金属製造業では、大部分の年少労働者が技能者養成期間中に一応安全教育を受けているので、年少労働者に対する調査でも「安全教育を受けていない」と答えた者はごく少数であつた。しかし災害を受けた年少労働者が全員安全教育を受けているので、安全教育の内容、方法に欠陥があるのではないかと想像される。

2. 労働状況

第一次金属製造業の3事業場は、労働者数からもみられるとおり、E事業場の規模が特に大きく、F、Gの順に規模が小になっている。従つて同じような物を生産しながら作業工程、機械、設備等に相当の差異がみられる。E事業場は敷地も広く、建物等も比較的余裕をもつて建てられているので、作業場も金属製造業としてはよく整頓されていて、工程合理化機械化の部門もF、G事業場より進み、更に現在建設中の工場は、最も危険の多い条鋼の圧延伸張等を含む作業工程を大部分機械化し、年少労働者が機械操作を行うことを計画しているそうである。F事業場でもこの作業工程が最も危険であると答えているが、この場合は経営事情が原因で、E事業場のように機械全部を取代えて根本的な災害防止を図ることは困難であると答えている。そしてF、G事業場では狭くて乱雑で暗い作業場も相当みられた。安全管理者および組合の代表者が、危険な作業として指摘しているものは、3事業場を通じて起重機の運転および玉掛の作業、製条の作業、主として熱処理、圧延（客方）等の作業で、重量物および高温の物を扱う作業であつた。次に各事業場別にみると、E事業場では鍛造およびアイソトープを用いる研究、検査の作業、F事業場では工場全体の設備が古いこと、G事業場では電気炉の作業が危険であると云われている。そして第一次金属製造業は、重量物および、高熱物を扱っているのも、一寸した手違いから大きな災害を受けることが特徴的である。以上あげた危険な作業の中、玉掛を除いては年少者は就業していなかった。

次に年少労働者自身が彼らの仕事について考えていることをまとめてみると「作業場所がせまい」9.6%、「作業についての知識がたりない」9.6%、「機械又は設備がよくない」9.4%、「力のいる仕事である」7.5%等が主なものである。年少者の多く働いている職種である鋳物工（E、G事業場）は、作業場所がせまい、足場が悪い、力のいる気を張つてする仕事である、仕事がつまらない、難しい等々と、鋳物工場特有の狭くてごみごみした暗い労働環境で、力のいる仕事をしている不満を訴えている。又F事業場では年少労働者の大部分の者が機械工であるが、50%近くの者が機械設備の不満を訴え、前に述べた安全管理者、組合の代表者の意見を裏づけている。又災害をうけた年少労働者が危険な点としてあげているのは、E、G事業場では鋳物の枠を引っくり返す作業（トンボする作業）、玉掛作業、F事業場では帯鋼の作業等であつた。

防護具については、第一次金属製造業が高熱物、重量物等を扱うので防護具を必要とする作業が多く、又調査事業場の規模が何れも大きいから、E事業場では事業場負担で殆どどの年少労働者が手袋、眼鏡等を用いていて、F事業場でも防護具がない、眼鏡をかけると眼が痛む等の若干の者を除いては防護具を用いていた。

3. 災 害 状 況

第一次金属製造業の災害状況を、度数率、強度率によつてみると、3事業場の平均災害度数率は14.82で調査を行つた6産業の中では最も低かつた。しかし事業場別にみると、E事業場 10.43、F事業場 21.02、G事業場 84.87で、事業場規模が小さい事業場程、度数率が高く、G事業場の度数率は調査事業場 13カ所の中では高い方に属していた。

強度率は平均 2.52 で、他の5産業に比べそれ程高くはないが、F事業場は28年中に2名の死者を出したためか13事業場中2位の高率8.56を示している。

男子年少労働者の平均災害度数率は総数の平均より高く20.17で、事業場規模が小となる程度度数率が高くなる傾向は、総数の場合より更に著しくみられた。しかし平均強度率は1.95で比較的低く、女子年少者の

災害は1件もなかった。

第一次金属製造業の災害の原因は、重量物、高熱物を扱うので、取扱運搬が最も多く、次は飛来落下、撃突、高熱物、動力揚重機等によるものが多い。このことは3事業場を通じていえることである。E事業場の資料によると、物的人的原因として、物的のものでは保護具、救命具の不備不良、人的のものでは、作業姿勢の不良・不注意等が挙げられている。同じくE事業場の資料から、年齢別の災害発生率をみると、18～20歳、9.75、20～25歳、9.34が高く、18歳未満の者はこの年齢の時危険な作業に就いていないためか、4.98で比較的低かった。F事業場でも20～30歳の災害が50%を占めるが18歳未満は3.6%に過ぎなかった。勤続年数はE事業場では6カ月未満の災害発生率が27.55と非常に高いがF事業場ではこの間の発生率は低く、逆に1～3年、3年以上の発生率が高かった。

災害の多い作業はE事業場では、機械、運搬、製鋼、F事業場でも製糸、製鋼、電気、運輸等であつた。

傷害を受けた部位は手、足、眼が最も多いが、E事業場で防護靴を使用した後は足の受傷が非常に少なくなつたようである。

次に年少労働者の災害状況についてみると次のとおりである。

災害を受けた年少労働者9名の職種は鋳物工、造型工、木型工、仕上工、検査工、ホーロー工等である。

災害の原因は年少労働者自身の回答によると、「注意が足りなかった」22.2%、「力のいる仕事であつた」「足場が悪かつた」「作業によくなれていなかった」11.1%等のものが多かつた。次に年少労働者の災害の主なものについて個々の例を挙げてみる。

○E事業場の鋳物工は、他の作業員が二枚重ねの肘棒をトンボ作業した時、クランを正しく掛けなかったため起重機のチェーンが引かかつたのをみて、ハンマーでチェーンを叩いたとき、二枚重ねの肘棒が二つに割れて落下し、右足甲に当り休業140日の負傷を負つた。対策としてはクランを正しく掛けること、無理な作業をしない事等を指導した。この場合、他の作業員、起重機の作業員共に経験の浅い者であつたし、年少者の足場も悪く、防護具もなく、又相互の連絡も悪かつた等の事が重なつて災害を起している。

○F事業場の木型工は、木型材を取入れるため荷車が工場の入口に来た時、入口の扉が外れて倒れ、年少者は荷車があつて逃げられず扉の下敷となつて、背部、腰部に休業11日の打撲傷を負つた。その後扉の上部に鉄の棒をつけ、万一扉がはずれても倒れないようにしてあつた。

○G事業場の造型工は、合棒（重量40kg）運搬中、共同作業をしていた相手方が倒した棒の下敷となり、右足甲に休業19日の災害を受けた。この作業は、2名の協同作業者の呼吸が合わなければ危険で、出来ればクレーンで吊る事が望ましい。

○同じくG事業場の造型工は棒返し作業をクレーンによつて行つていたが、相手方が早く棒を返した為、当人が手を抜くひまがなく起重機ワイヤーと棒の間に右手小指をはさまれ休業3日の裂傷を負つた。その後養成工がこの仕事をする事は禁止したそうであるが、これは法規で年少者の就業を禁止されている業務である。

（この他の例については附表17参照）

災害防止の方法としてE事業場では整理整頓競争、安全課員の巡視、帽子、靴等の防護具の供与、災害の多い玉掛、運転工の協議会開催、玉掛工の合図の徹底、ロープの点検運転工の特別教育、警方の教育、災害

類発者の配置転換等を行つている。

特に年少者の問題としては、技能養成と定時制通学の二重負担が災害原因となつていことが多いため、これに対する何らかの調整が望ましいと云うことであつた。

F事業場では事故の度に安全委員会を開催し、設備、施設の改善を要求しているが、敷地の拡張、機械設備の取換え等は経営上困難なので、行動災害の注意をうながす「安全作業の心得」を職場毎につくり、紙芝居、行事等の啓蒙を行つている。危険な製鋼の職場では、機械全部の取換えが出来ないので整理整頓、個人の健康の注意、疲労の測定等を行い、鋳物工場では吊具の点検を行つていた。その他整理整頓、個人生活を健全にする事等の啓蒙を行つていた。

G事業場では職場の代表者による安全衛生週審制度をとり、伍長以上の者には安全教育を行い、起重機工には規定を設け、教育、訓練を行い、定期的に清掃を行つている。防護具としては手袋、眼鏡、保護面があるが、動作の敏速を欠くので一がいにその良否は断定出来ないそうである。

災害防止のための年少労働者の意見は93件の中61件が物的環境に関するもので、主なものは工場設備の完備11件、防護具の配給、機械の完備、更新各々8件、作業場所の拡大7件、工具の完備、更新7件等で労働条件に関するものは6件、人的関係5件、本人に関するもの11件であつた。災害年少労働者の回答は、83%にあたる5件が労働環境に関するもので、特に作業場所に関するものが多かつた。

以上のように災害防止対策として、年少労働者も、又安全関係者も、労働環境の改善を要求しているが、経営の経済事情が伴わないため、整理整頓、教育、啓蒙等比較的経費の支出の少いことだけを行つているように思われた。

4. 女子年少者労働基準規則について

女子年少者の就業制限をしている業務で、この制限を緩和することを希望している職種はE事業場では圧延工、操炉工、鍛造工等で、技能養成工として、短時間の就業を許されているがこれらの仕事は年少から訓練しないと上手にならないと云われている。又G事業場では玉掛の業務が禁止されているが、造型が玉掛に入つているため制限され、玉掛の者が造型までしなければならないと答えている。

(六) 自動車及び附属品製造業

自動車及び附属品製造業は他産業に比べて近代化されており、災害も比較的少い。

対象となつたのは3事業場で、H事業場は全労働者数2,436名、このうち女子199名、年少者は103名で女子年少者は居ない。年少労働者はすべて技能養成工である。

I事業場は全労働者数2,431名うち女子128名、年少労働者は男子117名、女子15名となつている。年少男子は全部技能養成工であり、入社すると同時にI自動車工業専門学校の生徒になる。

J事業場は全労働者数5,205名うち女子591名、年少労働者は男子64名、女子12名でここにおいても年少男子はすべて技能養成工である。

1. 安全管理

(1) 安全委員会

3事業場のうち、H及びI事業場には安全委員会を設けているが、J事業場にはない。

H事業場では各部ごとに安全委員会を設け、委員長には部長が、副委員長には各課長職長がなり、その他係長及び若干名の係員をもつて委員会を組織している。更に実施機関として職場別ブロックより原則として1名(大休従業員10名に対して1名の割合)の実施委員を出し直接従業員の指導に当たっている。このように各部ごとに安全委員会を構成しているが、最高機関としてそれらの正副委員長により中央安全委員会を設け、隔月に委員会を開催し、工場の安全に関する調査研究、安全思想の普及宣伝(ビラ、ポスターの作成配布)、毎月災害発生統計の作成等を行つている。

I事業場では取締役、総務部長、病院長等により構成される最高安全委員会があり、その下部機関として各課より1～3名の割合で選出された係員による安全委員会(16名)並びに運営委員(6名)を設け、毎月1回職場安全会議を開催し、発生した災害の検討、施設の危険な箇所についての改善等を行つている。

(2) 安全管理者

H事業場では専任安全管理者が5名おり部長、重役等がその任に当たっている。

I事業場では労務課員1名が安全管理者となつている。なお調査当日は本人が不在であつた為、安全管理者としての応答はすべて安全厚生係長が行つた。

J事業場では専務取締役、取締役部長、工場長、安全係長等6名が専任安全管理者となつている。

(3) 安全教育訓練

H事業場では、入社時に安全衛生規則、委員会規則、安全衛生管理機構、災害発生状況等について説明を行い、特殊作業従事者については別にパンフレットを発行して注意を促し、その他一般労働者に対してはビラ、ポスター等により啓蒙に努めている。年少技能養成工に対しては以上の外に、特に年少者の災害について、又年少者の就業制限について説明を行い、作業方法、作業姿勢等は現場で指導員が随時教育訓練を行つている。

I事業場ではT.W.Iを実施している。また現在無災害200時間達成を目標に各職場で災害を起きぬよう努力している。優良な職場に対しては表彰を行うことになつている。

J事業場では一般労働者に対しては随時パンフレット、新聞等を発行して啓蒙に努め、特殊教育として起重機運転工、ホイスト付クレーン運転工、リフトカー運転工に対しては各々約10時間程の訓練を行つている。技能養成工に対しては社会科の中に安全講話、スライド等を織り込んで平均月1時間行つている。職場では指導員が作業毎に指導している。

なお一般年少労働者の個人調査票によると「安全教育を受けていない」と答えた者がH事業場では85名中17名、J事業場では67名中2名あつた。

(4) 安全管理上の隘路

I事業場では別に技術部があるので、安全委員会が安全の見地から作業の改善を要求しても、それが多額の費用を要する場合等には意見が仲々通らず、ややもすると問題が安全の見地から技術の部門にすりかえられてしまう事がしばしばあるという事である。

また安全委員会の最高機関は取締役、総務部長、病院長からなる最高安全委員会であつてここにおいて最後決定がなされるのであるが、この席上では直接災害防止に当たっているいわゆる安全管理者の意見は十分にのべられず諮問に応じる程度でしかない。但し少額の経費で賄えるものについては最高安全委員会まで持ち

込まず対処する事ができる。

H及びJ事業場では安全管理上の隘路については特に述べられなかった。

2. 労働状況

自動車製造工場では鋳造、鍛造、鋁金、プレス等の作業場に危険を伴う作業が多い。3事業場共年少者は技能養成工として大体一定の個所に集まって作業をしている。

まず安全管理者に聞くと、I事業場では戦時中防空の見地からガラス等に色をぬつたのがまだそのまま残されて居り、この為作業現場は稍々うす暗く安全上からも好ましくない状態にある。特に鋳物工場ではこれが著しいが、これを改装するには多額な費用を要するためまだ見込が立つていない。J事業場では小プレス反覆作業には各種の安全装置を取り付け研究しているが良いものがなく、現在もやはり危険な作業の一つとされており、安全装置そのものにまだ研究の余地が残されている。又重量物を運搬する場合、殆どはリフトカーで処理しているが、やはり人力でやらねばならない場合が残っていて、そこで捻挫等が起る。作業を研究すると共にバレーボール等で体の調子を整える事も考えられている。

次に労働組合にきいてみると、H事業場では以前米軍の仕事をしていた頃は相当過重な作業をさせられ危険も多く、これが米軍の仕事には関係のない本工場にまで波及していたような状態にあつたが、現在では大体改められている。なお冬になつて海水期に入ると自家発電を行うが、そのエンジンが工場内にある為その周囲は非常に騒音が激しいという事であつた。

年少者の従事している職種は3事業場共大体同様であつて機械工（旋盤、ボール盤、ターレット、ミーリング、フライス等）内燃機関工、鋳物工、鋁金工、鍛造工、熱処理工、塗装工、検査工、組立工、仕上工等である。

これらの年少者に対してその労働状況を調査した結果によると、H事業場では「作業についての知識が足りない」「作業によく慣れていない」「力のいる仕事である」「仕事が忙しい」等がその主なものとしてあげられ、I事業場では「作業場所がせまい」「作業によく慣れていない」「力のいる仕事である」「ひどく気を張つてする仕事である」、J事業場では「作業によく慣れていない」「力のいる仕事である」「仕事が忙しい」「作業についての知識が足りない」等があげられ大体共通している。

防護具の有無を年少者に問うた結果防護具を必要とする者は大体使用しているようであり、わずかにH事業場で「防護具がない」（2名）「設備が不完全」（1名）というのがあつた。

3. 災害状況

昭和28年1年間の災害発生状況をみると、H事業場では成年労働者2,333名中災害者は95名（死亡1、休業8日以上54、休業1～7日39）年少者は103名のうち災害者3名（休業8日以上1、休業1～7日2）となつている。I事業場では成年労働者2,209名のうち災害者は115名（休業8日以上43、休業1～7日72）年少者は132名中災害者4名（休業8日以上2、休業1～7日2）であり、J事業場では成年労働者5,129名のうち災害者は344名（死亡1、休業8日以上182、休業1～7日161）で、年少者の災害はない。

災害度数率をみるとH事業場では成年者15.94、年少者13.39であり、I事業場では成年者23.96、年少者14.70、J事業場では成年者34.81、年少者は0である。これらは今回の調査の対象となつた6産業13事業場の平均度数率成年者37.55、年少者48.13に比べていずれも低く、殊に年少者の度数率の低い事を示している。

次に強度率の上から災害の程度をみると、H事業場では成年者 2.21、年少者 0.08、I事業場では成年者 0.55、年少者 0.29、J事業場では成年者 2.56、年少者 0 となっており、これも 13 事業場の平均強度率成年者 2.73、年少者 0.77 に比較して低い率を示している。

次に実際に起つた災害の原因、状況、対策等について各事業場ごとに調べてみよう。

まずH事業場の昭和 28 年 1 年間の原因別災害発生状況をみると、最も多いのは切粉等異物の飛来による眼その他の災害が 71 件、次いで作業要領（方法）が良くなかつたもの 47 件、作業姿勢が悪かつた 39 件、段取りが不十分だつた 31 件、機械工具等の取扱がよくない為 26 件、共同作業中合図の不徹底な為 24 件、整理整頓が悪い為 20 件等が主な原因となっている。これらに対しては監督者の実地指導訓練、安全教育の再度実施、マスク、保護メガネ等防護具の完全着装の指導等を行い災害防止に努めている。特殊な災害としてはシャシーの運行試験中、屈曲路で運転を誤り 20 米位の断崖より転落し、死亡者を出した例がある。これに対しては出発前各部の点検、道路交通取締法規の遵守等を徹底させると共に、当日運行道路に関する注意を行い熟練者に操縦させる様になっている。

安全対策についての意見を労働組合にきいてみると、作業場が広く機械配列の密度が薄い、その為それだけ作業する者が動かねばならないわけであつて、もつと密である事が望ましい位だという事であつた。又グラインダーを使用するにはマスクを用いた方がよいのではないかという意見もあつた。年少者に対しては、年少者の苦情が組合に反映されず、従つてその対策もたてにくい。しかし養成工は主に組立工場で 1 カ所に集つて作業をしているので災害は少く、中年になつて入社した労働者より養成工として 3 年間の基礎教育を受けて来た者の方が災害が少く問題がないという事であつた。

次に災害を受けた年少者個々について調べてみると

○ 機械工 カムシャット外径荒挽機械作業中、切粉が飛び右眼挫傷、休業 5 日間

これについて職場の直接責任者は次のようにのべている。上記作業の場合は保護メガネを使用するようにさせているが、此の種のメガネは使用するとすぐ眼が疲れて来るので使用していなかつた。その後保護メガネを必ず使用する様にさせると共に良質のメガネを要求している。

○ 鍛金工 ダイナモブリー加工の為、型取付中、ブランクホルダーを置こうとした際、誤つて片手を先に離した為、右手をはさまれ右示指打撲傷、休業 7 日間

これに対し職場の責任者は、作業場における設備、環境等は良好と思われるが、作業における分担受持が明瞭でなく、技能と体力に多少無理があり、作業の基準動作に欠けていた。これに対しては身体の重心を安定させる事が先ず第一であり、無理をして物を持たないこと、作業にかかる前に姿勢行動を再確認する事に注意を払っている。災害者である本人もまた「機械についてよく知らなかつたので注意がたりなかつた。今後は注意深くしたい」とのべている。

○ 仕上工 手押車で部品運搬中、中の敷板がまくれていたので、そこへ手を滑らせ左親指下を切創、休業 9 日間

これに対する責任者の意見は、手押車のハンドルを持たず荷台を押して移動中、前輪が他の物に突当つた時反動で手が滑つたものであり、手押車の使用法並に災害防止については注意してあつたが、単独作業で注意が足りなかつた為であるとのべている。その後車の使用上の注意、物の置き方積み方等の再教育を行つた

災害者は車のハンドルを持つて押していればけがをしないですんだと思うとのべている。

次にI事業場について昭和28年1年間の原因別災害発生状況をみると、作業行動災害が最も多く全体の63.1%を占めている。中でも取扱運搬災害、飛来崩壊災害が多い。次いで動力運転災害が全体の26.8%を占め、これは一般動力機災害が大部分である。

これらの災害を職種別にみると、件数としては機械(28件)組立(20件)運搬(17件)等が多く、これを千人率からみると最も災害の多いのが自動車修理(217.4)、次いで運搬(206.3)、鍛金(180.7)、鍛造(142.9)、熔接(125.0)となっており、災害の少ない職種は塗装(31.3)、仕上(34.5)、検査(37.3)、動力(40.0)等である。

この事業場においてもまたH事業場と同じく眼の災害が多く保護メガネを用いるよう指導している。又、新車の機能検定の為の試運転の際の災害もこの産業の特殊なものとしてあげる事が出来よう。これに対してはテストコース内は30~40km/hの制限速力を厳守する事、運転免許証は社内で更に特別なものを発行し、人運を厳重にする事、走路の両傍2米以内に物を置かぬ事等の処置をとっている。

これらの対策に対して労働組合の意見をきいてみると、最近自転車で通勤する者が激増したが、現在自転車置場がない為ややもすると自動車の機能検定用走路にまで自転車が置かれている事があり、このため災害を引き起し易いから早急に自転車置場を設置するよう要求している。又、工場内は通風が悪く夏は著しく温度が上昇するが、これも予算の点から換気装置が完備されていない状態にあるので経費の少額ですむものから順次手をつけて解決していくよう会社側に望んでいる。

次に災害を受けた年少者個々についてその災害の原因、状況、対策、意見等を調べてみると、

○ 機械工 ボール盤作業実習中、グラインダーにドレッサーをかける際、ツールレストの間隔が開きすぎていたので、ドレッサーをレストに食い込まれ右示指を砥石車に触れ挫創、休業2日間

ツールレストの間隔が開いていて危険な状態にあつたのを、本人は安易に考えてドレッサーを片手で保持し、砥石車にふれた。職場の責任者もまた機械が不備であつた事に気がつかなくつた。以上の事から今後職場の責任者は更に厳重な機械の点検を行い又作業員に対する安全教育を十分行う事とした。

○ 組立工 塵捨場に塵を捨てに行つた際、紙屑に混つていた釘を踏抜き右足趾刺傷、休業7日間

これについては災害を受けた本人も職場の責任者も現在在職して居らず、その意見をきく事は出来なかつた。

○ 鋳物工 鋳込作業実習中、作業後柄杓の残湯を湯捨場に捨てに行つた際、駆足で行つた為、つまずき転倒して左足部に熔湯(1,300°C)をこぼし火傷、休業11日間

これについて職場の責任者にきくと、始め湯が入っている時は緊張しているが、その残滓を捨てる場合は、ともすれば緊張がゆるむ。この災害も緊張度がゆるんだ為起きたものと思われる。又、残滓の捨場が鋳込場から10米程離れた処にあつたのを、近くに(2米)穴を掘り、ここへ捨てる様にした。このため捨てる際に駆足をしないですむようになった。

○ 組立工 組立作業実習中、トラスミッション取付後、傍のトルクコンバーター作業を見て居た際、エアで飛ばされた鉄粉が左眼に入り受傷、休業78日間

災害者は技能養成工であり、仕事に対する関心も旺盛で、ややもすると本務以外の他の作業に興味をそそ

られて手を出したり、或は見に行つたりする事が多い。この種の災害は非常に多く、技能養成工が傍に来て
いる事に対し気がつかない作業員も注意が足りなかったが、それにもまして技能養成工が無断でこのよ
うな処に行つた事が問題であるので、今後十分に教育をしてこのような災害の起らないよう注意している。

次にJ事業場について原因別発生状況をみると、ここにおいても作業行動災害が最も多く全体の 71.4%
を占めている。この中では取扱運搬災害がその半数以上を占めている。

安全管理者に災害の原因、対策についてきいてみると、災害は設備更新の際、設備を移動したり解体した
り組立てたりする事自体によるものと、作業方法が変更した為に発生するものと二通りに大別される。こ
の対策としては移転作業を専門屋にやらせる事、外注工事者の構内における作業の安全化、点検の徹底化、
組長、班長の指導強化、従業員の安全についての関心の昂揚等を行つている。

労働組合の意見としては、設備の充実、人員配置の適性化を会社側に要求し、年少者については特に労働
時間の厳守を望んでいる。

J事業場では 28年1年間に年少者の休業災害はなかった。

以上3事業場の災害状況について共通しているのは、作業行動災害が多い事であり、災害部位もまた大部
分が眼、手、下肢に限られている。年少者についても同様である。

年少者はこれらの災害を防止するために、どのような事を希望しているだろうか。一般年少労働者にきい
てみると「作業所の整備整頓」「機械・工具の完備更新」「安全教育の普及徹底」「防護具の配給」「各自の注
意責任強化」「照明設備の完備」「労働量削減」等をあげている。災害を受けた年少者にきいてみると「各自
の注意を強化」「作業場の清潔、整頓」等の意見をのべている。年少者の安全管理についてみると 3事業場
共男子年少者はすべて技能養成工であり、大体1カ所に集めて実習を行い、危険な仕事には就かせていない
様であるが、応用実習として各作業部門に配置された際、一般労働者と共に或は危険な仕事に就く事も考え
られるので、この点特に注意し、徹底するよう望みたい。

工場内は一般工場に比較して、整理整頓も行きとどいて居り、一応問題となる点はないように思われる。

4. 女子年少者労働基準規則について

制限をはずした方がよいという意見のあつたのは、飯金、鋳物工場等騒音作業場内での実習で、これを一
時間毎に休んでいたのでは成果が上らないという意見、また鍛造機械の使用について、使用させなければい
つまでも使う事が出来ないのだから、使用する事を許可してはどうかという意見がJ事業場より出された。

(七) 鉄道車輛及び部分品製造業

対象となつた3事業場のうち、K事業場は機関車、客車、貨車、電車等を製造している。労働者数は3,800
名、うち年少者は男子276名、女子9名で全体の7%を占め、技能者養成は行っていない。L事業場は機関
車その他の車輛製造が主である。労働者数は959名、うち年少者は男子122名、女子2名で全体の13%を
占め、年少男子の大部分が技能養成工である。M事業場は電気抵抗器を製作している。労働者数は98名、
うち年少者は男子14名だけで、14%を占めている。技能者養成は行っていない。

1. 安全管理

(1) 安全委員会

K事業場では、安全中央委員会（会長は労務取締役、副会長は製造部長及び勤労部長、このほかに安全委員、幹事、安全係員若干名）と、その下部機構として工場係別の安全部会（部会長は各工場係主任、小委員若干名、安全主務係1名）が設置され、毎月1回以上開催される旨規定されているが、形式にとどまり、実際の活動は極めて低調である。L事業場は常任委員会（安全衛生委員長、衛生専門委員、常任委員、幹事）によつて構成され月1回以上開催）と、その下部機構として職場委員会（工場長と職場委員とで構成され、安全週間その他必要の都度開催）が設置され、常任委員会で議決された事項は書類で職場委員会に通告され職場委員会から下部に伝達周知されている。M事業場は工場長、支配人、各職場長、衛生管理者によつて構成されているが、事故の起きた時に回覧を廻す程度で定期的には何も行われていない。

以上のように規則では設置されても、実際活動は不十分で、特に年少者に対するものは何等見るべきものがない。

(2) 安全管理者

K事業場では重役（勤労部長、製造部長）2名が安全管理者となる旨規定されているが、技術部門担当の製造部長空席のため放任され、又、休業以上の傷害者数延120名を超えているにも拘らず専任安全管理者は選任されていない。L事業場では製造部長が安全管理者となつている。M事業場は法規上は安全管理者を置く必要がないので、設計主任が安全担当者になつている。

(3) 安全に関する教育訓練

K事業場では、新規中卒者に対して1週間就業規則、安全、労災補償等に関する教育を行つた上、各工場に配属、以後は職場毎に安全係1名をつけて実地指導を行つている外、一般には「安全心得」を配布している。L事業場では、年少者の大部分が技能養成工であるため、入社当初8時間程度教育する以外は、技能養成課程の中におり込んで教育している外、一般には安全衛生規定及び同規定附属作業規定を配布している。M事業場では安全担当者が職場を廻つた際注意を促す程度で特別に行っていない。

2. 労働状況

K事業場は序々に建増した為全体の統一性に欠け、流れ作業を困難にしている。事業場内は町工場のよ様な乱雑さで工場の棟が低く、暗い建物の中には材料、部品、工具等が散乱して歩行するにも細心の注意を必要とする状態である。労働組合としても、クレーン運転の際は、棟が低いために運転することによつて災害発生の可能性があり、又運転の都度頭を低くしたり、退避する等のため作業能率の低下を来し、又貨車組立の際も頭を天井によつてたり、無理な姿勢で作業しているので墜落の危険があることを指摘している。このような作業環境下で働いている年少者に対して、その労働状況を調査した結果では、「作業場の整頓が悪い」「機械又は設備がよくない」「作業場所が狭い」「工具が不完全又は不適當である」「足場が悪い」「安全教育をうけていない」等の答が出ている。防護具についても、組立、製罐、旋盤、仕上、捲線工等の年少者は「設備がない。あるいは不足している」と訴えている。L事業場では戦災のため通路、床面等建設物に危険な箇所があり、又最近まで賠償指定工場であつたために一部の機械設備が動かせず、機械の配列に不合理

性があり、運搬の際に危険がある。又、グラインダーの使用数が多すぎ、これの破裂飛散の危険性がある。このような作業環境下で働いている年少者は「足場が悪い」「作業場の整頓が悪い」「作業場所が狭い」「工具が不完全又は不適当である」等と回答している。防護具についても、防護具(吹付のときのマスク等)を借りに行つてもない時が多い(塗装工)、防護具が準備されていない(配管職工)、防護具不足のためつける時もある(火造仕上工)、防護具をつけていても作業が出来ない場合がある(旋盤工)等の実状を訴えている。M事業場では、28年には職場が狭く、採光が悪く、整理整頓が行われ難かつたが、最近では新築工場に移転している。この事業場は労働組合は結成されていないので、労働組合の意見は求め得なかつたが、年少者は「安全装置又は安全器具がない、又あつても良くない」「力のいる仕事である」「ひどく気を張つてする仕事」「速度の速い仕事」「仕事がいそがしい」等K、L事業場の場合とは可成り異つた点を指摘している。

3. 災害状況

昭和28年1年間の災害発生状況をみると、K事業場では成年労働者 3,575 名のうち、災害を受けた者は死亡1名、休業8日以上災害者106名、休業8日未満の災害者289名となつている。年少者(男子のみ)は平均労働者数285名のうち、休業8日以上11名、8日未満32名となつている。災害度数率は成年者60.40、年少者68.02、強度率は成年者2.60、年少者0.46で災害の発生する割合は年少者が高いが、災害の程度は軽い。災害の原因は作業行動災害が大部分(76.7%)で、中でも運搬取扱災害が顕著で、次いで手動機工具災害が目立っている。

次に災害を受けた年少者のそれぞれの災害原因、状況対策等について、災害記録、当時の職場の責任者、災害者等から調査してみると、災害年少者の年齢は15歳7名、16歳18名、17歳14名はである。勤続年数は6ヵ月を超え1年6ヵ月までの者が大部分で、最も勤続の長い者で2年6ヵ月、短い者は入社早々に災害を受けている。職種は、組立工7名、製罐工6名、旋盤工5名、仕上工4名、鋳物工、管轄工各3名、熔接工、木工、塗工、薄板工各2名、電動機工、電気工、現図工各1名で、年少者の就業している殆どは職種のわたつている。休業8日以上者について災害原因を記録でみると「定置式グラインダーで研磨中過つて手を切りし」「ボール盤で孔開け中、作業台上の材料が廻つて」「回転窓清掃中、止金が外れ左手にて止めようとして指が割れ」「メタルを運搬して下へ置こうとして」「材料運搬中足元の品物につまづいて」「鋳型中子取作業中、中子に乗せる鉄板を落し」「冷し金の曲り直し中、あやまつてハンマーで打ち63日休業」「焼付作業中、傍の品物につまづいて倒れ、焼けた鉄板に触れ」「貨車取付金具鎖止塗粧中、金具に附着している土を掃除するための木片を物色中、溝板の端を踏み、これに立てかけてあつたカップラヨークが倒れ63日休業」「客車の柱をノミで削つていた際、手を切りして」「客車両端取付中、両端が垂直に落ち」等の原因で受傷しているが、災害年少者に対して「あなたが受けた災害の原因は次のどれにあたるか」という質問意が足りなかつた」ことを最も多く挙げ、次いで「足場が悪かつた」「作業によくなれていながかつた」「材料に答えて、「注又は取りあつかつているものか不適当だつた」「人手が足りなかつた」等をあげている。受傷部位は下肢部と手部が大部分である。以上の災害に対する個々の防止対策はそれぞれとられているが、安全管理者の意見では、一般的に、自己の不注意から発生した災害事故が多く、この種の事故を起す者は一定化した傾向にあり、その都度本人及び職場の安全係に注意をあたえているが、もう少し様子をみた上で職場

内の配置転換を考えていると述べている。労働組合では、これに対して各自の自覚を促すよう努めているが会社側でも安全委員会を通じ細部にわたる措置、例えば毎月の災害発生件数の掲示、あるいは安全委員会の議決、指示事項は安全係だけが承認するのではなく、下部への周知徹底を図ること、又各工場の職場毎に配置されている安全係は、単に世話係、連絡人のかたちで置かれているので専門家を設置することが望ましい等を述べている。

L事業場では成年労働者835名のうち、災害を受けた者は死亡1名、休業8日以上27名、休業8日未満27名となつている。年少者は労働者数124名のうち、休業8日以上16名、休業8日未満9名となつている。災害度数率は成年者25.09、年少者88.78、強度率は成年者0.22、年少者1.01で、災害の発生する割合も、災害の程度も共に年少者の方が高い。災害原因を全労働者についてみると、作業行動災害が大部分で(77.5%)、中でも運搬取扱災害も多く、次いで飛来崩壊災害が目立っている。

次に災害を受けた年少者のそれぞれの災害原因状況防止対策等についてみると、災害年少者の年齢は15歳6名、16歳10名、17歳7名となつている。勤続年数は1年を超え1年3カ月までの者、1カ月を超え3カ月までの者が多く、最も勤続年数の長い者が2年8カ月、短い者は1カ月目に災害を受けている。

職種は製罐工10名、プレス工5名、木工部品工、熱処理工各2名、木工組立工、部品組立工、鍛造工、ボール盤工各1名となつている。災害原因を休業8日以上の方について記録で見ると、「車輛端梁を穿孔後3人で移動の際木台が傾き端梁が横滑りして」「硝石炉にて軽合金熱処理作業中、ホイストで台車上に部品をおろした際、他の作業者が足下の車輪を引張つたため」「職場出入の戸が強風のため開いたので、これを閉めようとして逆風で鉄扉にはさまれ」「グラインダーのスイッチを切つた際姿勢がくずれてまだ回転中であつたグラインダーのベルトにかまれ」「車輛部品突当座を三人で運搬中、定盤の角で足を滑らして転倒の際突当座で」「グラインダー取替整備の際、相手方が合図なくスイッチを入れたためベルトにかまれ～休業40日」「風水害による流木整理作業中、木材の古釘を踏み」「通風車入口柱の直取作業中踏台より落ち～休業114日」「屋根板取付中、足場板に上る際滑つて落ち」「台車枠直取作業中、台枠より飛下りた際古釘を踏み」「梱包材料を4人で積み上げしようとして角で強打し」「上衣袖口をドリルにからませ、これをとろうとして」「側板焼付作業中、板が滑り」「折曲機で折曲型を整備の際、型がくずれ」「市電木座加工中、帯鋸刀にふれ」「鉄板を運搬車より4名で下す際、右足が出ていたため」等の原因で受傷しているが、災害年少者自身では「注意が足りなかつた」「作業によくなれていなかった」「仕事がいそがしかつた」「力のいる仕事だつた」こと等を原因としてあげている。受傷部位は下肢部と手部が大部分である。対策としては、安全管理者の意見によると、一般的に取扱運搬災害が多いので、フォートリフトを購入して防止の実績をあげているし飛来落下災害は高所作業者の工具等が振動などのためずり落ち負傷させるものが多いが、本人の過失であるので注意しているそうである。労働組合では技術教育の充実に要望していて、災害原因としては請負制度の賃金形態をとつているため、本人あるいは部下に対する配慮のいとまのないことをあげている。

M事業場では成年労働者84名のうち、災害を受けた者は休業8日以上10名、休業8日未満14名、年少者は労働者数14名のうち休業8日以上1名、休業8日未満3名である。災害度数率は成年者144.95、年少者147.44、災害強度率は成年者1.18、年少者0.81で、災害の発生する割合は年少者が高いが、災害の程度は成年者に比して軽い。M事業場は調査した3事業場中で度数率、強度率ともに著しく高い。災害原因は、火

傷、転倒等が多いが、最近工場を新築したために減少している。

4. 女子年少者労働基準規則について

重量物制限を年齢で一率に制限する方法は納得出来ない。もつと科学的なデータに基いた方法で示してもらいたい。(K及びL事業場)

四 附 表

統 計 表

第1表 調査対象抽出表 (昭和28年)

産業分類	照会数 a	照会先 不明 a'	照会実数 A (a-a')	報告数 B	報告率 $\frac{B}{A} \times 100$ %	年少労働者 皆無及び閉 鎖事業場 C	年少労働者 及皆無 無事業場 D	有効数 B-(C +D)
A 鉄 業	158	-	158	106	67.1	39	52	15
B 建設業 (土木、隧道)	65	-	65	45	68.2	14	13	18
C 鉄骨及び鉄筋工事業	57	-	57	32	56.1	27	5	0
D 家具及び炭備品製造業	49	2	47	14	29.8	8	6	0
E 圧縮及び液化ガス製造業	84	4	80	50	62.5	33	13	4
F 爆薬製造業	37	-	37	27	72.0	11	14	2
G 第一次金属製造業	114	-	114	91	79.7	44	27	20
H 自動車及び附属品製造業	19	-	19	15	78.9	6	4	5
I 鉄道車輛及び部分品製造業	47	-	47	35	74.5	3	13	19
J 花火製造業	33	1	33	7	21.9	5	2	0
合 計	663	7	656	422	64.3	190	149	83

第2表 産業、事業場、年令、性別、個人調査年少労働者数 (昭和29年)

産業、事業場	年令	男	女	男				女				総計
				15才	16才	17才	計	15才	16才	17才	計	
鉄 業	A			1	1	6	8	1	1	-	2	10
	B			-	4	8	12	-	-	-	-	12
	計			1	5	14	20	1	1	-	2	22
建設業	C			-	-	3	3	-	-	-	-	3
	D			3	6	5	14	-	6	33	39	83
爆薬製造業	E			17	40	21	78	-	-	-	-	78
	F			3	14	17	34	-	-	-	-	34
	G			2	2	3	7	-	1	-	1	8
	計			22	56	41	119	-	1	-	1	120
第一次金属製造業	H			21	35	25	81	-	-	-	-	81
	I			-	2	4	6	-	-	-	-	6
	J			13	28	18	59	-	-	-	-	59
	計			34	65	47	146	-	-	-	-	146
自動車及び附属品製造業	K			6	19	34	59	-	-	-	-	59
	L			6	9	14	29	-	-	-	-	29
	M			-	2	9	11	-	-	-	-	11
	計			12	30	57	99	-	-	-	-	99
鉄道車輛及び部分品製造業												
綜 計				72	162	167	401	1	8	33	42	443
割 合%				17.9	40.4	41.7	100.0	2.4	19.1	78.5	100.0	-

(注) 有効枚数 443枚

無効枚数 63枚

(不明 6枚

18才以上 57枚)

第 3 表 産業、事業場、年齢別災害年少労働者数 (昭和 28 年)

産業 事業場 男女、年齢		鉱業		建設業	爆薬製造業	第一次金属製造業			自動車及び附属品製造業			鉄道車輛及び部分品製造業			計	割合
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M		
男	15才	-	-	1	-	-	-	2	-	1	-	7	6	-	17	17.89%
	16才	1	1	1	1	1	1	-	1	2	-	17	10	-	36	37.89%
	17才	1	-	10	-	2	-	3	2	1	-	15	7	1	42	44.22%
	計	2	1	12	1	3	1	5	3	4	-	39	23	1	95	100.00%
女	15才	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.33%
	16才	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.67%
	17才	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	100.00%
総計		2	1	12	4	3	1	5	3	4	-	39	23	1	98	-

第 4 表 産業、事業場別労働者数 (28年年間平均)

産 業、事業場		全 勞 働 者			16 才 以 上			18 才 未 満						$\frac{c}{a} \times 100$	$\frac{d}{c} \times 100$
		計 (a) 男 女			計 (b) 男 女			總 数			技能者或工(内数)				
								計 (c)	男	女	計 (d)	男	女		
鉱 業	A	820	699	121	775	664	111	45	35	10	-	-	-	5	-
	B	2,508	2,327	181	2,489	2,314	175	19	13	6	-	-	-	1	-
	計	3,328	3,026	302	3,284	2,978	286	64	48	16	-	-	-	2	-
重 建 設 業	C	650	615	35	625	590	35	25	25	-	-	-	-	4	-
爆 薬 製 造 業	D	1,725	1,063	662	1,645	1,047	598	80	16	64	-	-	-	5	-
第一次金属製造業	E	6,852	6,213	639	6,684	6,056	628	168	157	11	157	157	-	2	93
	F	1,515	1,469	46	1,450	1,405	44	65	63	2	-	-	-	4	-
	G	354	333	31	332	305	27	32	28	4	-	-	-	9	-
	計	8,721	8,015	716	8,66	7,767	899	265	248	17	157	157	-	3	59
自動車及び附属品製造業	H	2,436	2,237	199	2,333	2,134	199	103	103	-	103	103	-	4	100
	I	2,431	2,303	128	2,299	2,186	113	132	117	15	117	117	-	5	88
	J	5,205	4,614	591	5,129	4,550	579	76	64	12	64	64	-	1	97
	計	10,072	9,154	918	9,761	8,870	891	311	284	27	284	284	-	8	91
鉄道車輛及び部分品製造業	K	3,860	3,752	108	3,575	3,476	99	283	276	9	-	-	-	7	-
	L	959	860	99	835	738	97	124	122	2	115	115	-	13	93
	M	98	87	11	84	73	11	14	14	-	-	-	-	14	-
	計	4,817	4,699	218	4,494	4,287	207	423	412	11	115	115	-	9	27
総 計	計	29,423	26,572	2,851	28,255	25,539	2,716	1,168	1,033	135	556	556	-	4	48

第5表 安全教育の有無 (昭和28年)

区分 産業 事業場 安全教育の有無	実 数													計
	鉄 業		重 建 設 業	爆 薬 製 造 業	第 一 次 金 属 製 造 業			自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業			鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
安全教育を受けた。	2	-	-	1	2	1	4	2	3	-	24	10	-	49
安全教育をうけない。	-	1	-	2	-	-	-	1	-	-	2	4	1	11
無 記 入	-	-	12	1	1	-	1	-	1	-	13	9	-	38
計	2	1	12	4	3	1	5	3	4	-	39	23	1	98

区分 産業 事業場 安全教育の有無	割 合													計
	鉄 業		重 建 設 業	爆 薬 製 造 業	第 一 次 金 属 製 造 業			自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業			鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
安全教育を受けた。	100.00	-	-	25.00	66.67	100.00	80.00	66.67	75.00	-	61.54	43.48	-	50.00
安全教育をうけない。	-	100.00	-	50.00	-	-	-	-	-	-	5.13	17.39	100.00	11.22
無 記 入	-	-	100.00	25.00	33.33	-	20.00	33.33	25.00	-	33.33	39.13	-	38.78
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	100.00	100.00	100.00	100.00

第6表 労働条件 (昭和29年)

産 業、事業場	一日当り 労働時間 (時間分)	一日当り 休憩時間 (時間分)	一週当り 休日状況 (回)
鉄 業 { A	7.45	1.15	1
B	7.00	1.00	1
重 建 設 業 C	8.00	1.30	1
爆 薬 製 造 業 D	7.00	1.00	1
第 一 次 金 属 製 造 業 { E	7.30	45	1
F	7.00	1.00	1
G	7.45	55	1
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業 { H	7.15	45	1
I	7.10	50	1
J	7.00	1.00	1
鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業 { K	7.00	1.00	1
L	8.00	1.00	1
M	8.00	1.00	1

第7表 作業の場所 (昭和29年)

産 業	作業場所	屋 内	屋 外	高 所	計
鉄 業		16	10	2	28
重 建 設 業		-	3	2	5
爆 薬 製 造 業		49	4	-	53
第 一 次 金 属 製 造 業		122	4	2	128
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業		145	1	-	146
鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業		96	18	2	116
総 計		428	40	8	476
割 合		90.0	8.4	1.6	100.0

(注) 地下、其の他、無記入の項は該当ない。

第8表 産業別の労働状況(昭和29年)

労働状況	区分	件数						割合						合 計	
		鉄業	重建設業	爆薬製造業	金属製造業	自動車及び附属品製造業	鉄道車輛及び部分品製造業	計	鉄業	重建設業	爆薬製造業	金属製造業	自動車及び附属品製造業	鉄道車輛及び部分品製造業	計
危い機械や工具を使っている		2	-	5	7	16	9	39	3.5	-	4.3	2.0	3.4	1.9	2.6
機械又は設備がよくない		-	1	3	33	16	43	96	-	8.3	2.6	9.4	3.4	9.0	6.5
工具が不完全又は不適當である		1	-	-	21	20	31	73	1.8	-	-	6.0	4.2	6.5	4.9
安全装置又は安全器具がない又あつてもよくない		2	-	1	12	9	33	57	3.5	-	0.9	3.4	1.9	6.8	3.8
危い材料を扱っている		-	-	12	8	13	9	42	-	-	10.3	2.3	2.7	1.9	2.8
材料又は取扱つているものが不適當である(重すぎるなど)		2	-	9	12	27	16	66	3.5	-	7.7	3.4	5.7	3.3	4.4
作業場がせまい		11	-	2	35	25	39	112	19.3	-	1.7	10.0	5.3	8.1	7.6
足場が悪い		5	-	1	17	11	44	78	8.7	-	0.8	4.8	2.3	9.2	5.2
作業場のせいとんがわるい		2	-	2	15	16	54	89	3.5	-	1.7	4.3	3.4	11.1	5.4
衣服がわるい		-	-	3	8	11	12	34	-	-	2.5	2.3	2.3	2.5	2.3
安全教育を受けていない		4	2	11	9	19	23	68	7.0	16.8	9.4	2.5	4.0	4.8	4.6
作業についての知識がたりない		3	2	10	30	47	21	113	9.3	16.8	8.5	9.6	9.8	4.4	7.7
作業によくなれていない		3	-	4	26	67	11	111	5.2	-	3.4	7.4	14.0	2.3	7.6
仕事が好きでない		2	1	3	12	4	16	38	3.5	8.3	2.7	3.4	0.8	3.3	2.6
仕事がつまらない		1	-	5	10	16	20	52	1.8	-	4.3	2.8	3.4	4.2	3.5
仕事がつづかしい		2	-	-	13	24	7	46	3.5	-	-	3.7	5.0	1.5	3.1
仕事がいそがしい		3	1	5	8	32	20	69	5.2	8.3	4.3	2.3	6.7	4.2	4.6
力のいる仕事である		5	1	10	26	48	17	107	8.8	8.3	8.5	7.5	10.1	3.5	7.3
適度のはやい仕事である		1	1	9	12	17	7	47	1.8	8.3	7.7	3.4	3.6	1.5	3.2
ひどく気を張つてする仕事である		4	1	10	21	21	17	74	7.0	8.3	8.5	6.0	4.4	3.5	5.0
交替制のため疲れている		1	1	-	3	-	1	6	1.8	8.3	-	0.8	-	0.2	0.4
残業が多い		-	-	3	1	-	4	8	-	-	2.6	0.3	-	0.8	0.5
人手がたりない		2	1	8	2	10	7	30	3.5	8.3	6.8	0.4	2.1	1.5	2.0
れんらくがよくとれていない		1	-	1	7	7	19	35	1.8	-	0.8	2.0	1.5	4.0	2.4
計		57	12	117	348	476	480	1,490	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不明		3	-	8	24	4	3	42	-	-	-	-	-	-	-

第 9 表 災害度数率及び強度率 (昭和 28 年)

産 業、事業場		度 数 率								
		全 勞 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
飲 業	A	18.82	19.02	17.31	18.81	18.92	18.01	19.01	20.79	0.00
	B	94.96	103.05	7.05	95.45	103.41	7.23	21.93	32.05	0.00
	平均	78.12	85.05	10.02	79.18	86.09	14.19	19.89	23.54	0.00
重 建 設 業	C	287.97	297.69	117.22	283.08	292.91	117.22	410.26	410.26	0.00
爆 薬 製 造 業	D	21.87	29.91	7.79	22.17	29.73	6.68	17.10	53.27	13.85
第 一 次 金 属 製 造 業	E	10.43	11.09	2.09	10.47	11.14	2.11	8.36	8.65	0.00
	F	21.92	22.51	0.00	21.98	22.57	0.00	17.74	18.35	0.00
	G	84.87	89.05	32.11	84.28	87.69	37.23	93.66	111.56	0.00
	平均	14.82	15.71	3.13	14.80	15.62	3.22	19.20	20.17	0.00
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	H	15.85	17.05	0.00	15.94	17.20	0.00	13.39	13.39	0.00
	I	23.46	24.55	3.77	23.96	24.97	4.26	14.70	16.57	0.00
	J	34.49	37.25	14.18	34.81	37.54	14.53	0.00	0.00	0.00
	平均	26.46	28.13	9.49	26.88	28.55	9.80	11.85	13.20	0.00
鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	K	61.02	62.76	0.00	60.40	62.13	0.00	68.02	70.27	0.00
	L	32.34	33.53	13.55	25.09	25.84	14.14	88.78	90.76	0.00
	M	145.29	153.66	85.10	144.95	154.85	85.10	147.44	147.44	0.00
	平均	55.97	57.72	10.06	54.00	55.71	10.65	76.89	78.63	0.00
総 平 均		37.89	40.71	8.74	37.55	40.28	8.74	47.34	53.68	8.74

産 業、事業場		強 度 率								
		全 勞 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
飲 業	A	4.49	5.06	0.32	4.72	5.34	0.33	0.41	0.45	0.00
	B	1.68	1.83	0.07	1.69	1.84	0.08	0.55	0.60	0.00
	平均	2.30	2.52	0.14	2.34	2.56	0.15	0.45	0.53	0.00
重 建 設 業	C	18.68	19.72	0.31	19.36	20.49	0.31	1.64	1.64	0.00
爆 薬 製 造 業	D	4.93	7.67	0.13	5.21	7.73	0.06	0.49	0.32	0.51
第 一 次 金 属 製 造 業	E	1.42	1.53	0.01	1.40	1.51	0.01	2.27	2.35	0.00
	F	8.56	8.79	0.00	8.68	8.92	0.00	0.16	0.17	0.00
	G	0.59	0.62	0.27	0.57	0.59	0.32	0.90	1.07	0.00
	平均	2.52	2.71	0.02	2.55	2.73	0.02	1.66	1.95	0.00
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	H	2.13	2.29	0.00	2.21	2.38	0.00	0.08	0.08	0.00
	I	0.53	0.56	0.07	0.55	0.57	0.08	0.29	0.33	0.00
	J	2.54	2.85	0.31	2.56	3.44	0.32	0.00	0.00	0.00
	平均	1.94	2.11	0.21	1.99	2.17	0.21	0.16	0.18	0.00
鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	K	2.44	2.51	0.00	2.60	2.67	0.00	0.46	0.48	0.00
	L	0.31	0.31	0.29	0.22	0.21	0.30	1.01	1.03	0.00
	M	1.13	1.21	0.60	1.18	1.28	0.60	0.81	0.81	0.00
	平均	1.93	1.99	0.14	2.05	2.12	0.15	0.64	0.66	0.00
総 平 均		2.65	2.90	0.13	2.73	2.98	0.12	0.75	0.83	0.32

第 10 表 災 害 程 度 別 件 数 (昭和 28 年)

産 業、災害程度		実 数			割 合 %		
		全労働者	18才以上	18才未満	全労働者	18才以上	18才未満
飲 食	死 亡	3	3	-	0.44	0.45	-
	休業8日以上	370	368	2	54.74	54.68	56.67
	休業1～7日	303	302	1	44.82	44.87	33.33
	計	676	673	3	100.00	100.00	100.00
重 建 設 業	死 亡	3	3	-	0.82	0.87	-
	休業8日以上	72	68	4	19.73	19.71	20.00
	休業1～7日	290	274	16	79.45	79.42	80.00
	計	365	345	20	100.00	100.00	100.00
機 械 製 造 業	死 亡	2	2	-	2.35	2.47	-
	休業8日以上	45	43	2	52.94	53.09	50.00
	休業1～7日	38	36	2	44.71	44.44	50.00
	計	85	81	4	100.00	100.00	100.00
第 一 次 金 属 製 造 業	死 亡	2	2	-	0.56	0.57	-
	休業8日以上	264	257	7	73.33	73.22	77.78
	休業1～7日	94	92	2	26.11	26.21	22.22
	計	360	351	9	100.00	100.00	100.00
自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	死 亡	2	2	-	0.36	0.36	-
	休業8日以上	282	279	3	50.36	50.45	42.86
	休業1～7日	276	272	4	49.28	49.19	57.14
	計	560	553	7	100.00	100.00	100.00
鉄 道 車 輛 及 び 部 品 製 造 業	死 亡	2	2	-	0.33	0.37	-
	休業8日以上	231	203	28	38.06	37.95	38.89
	休業1～7日	374	330	44	61.61	61.68	61.11
	計	607	535	72	100.00	100.00	100.00
計	死 亡	14	14	-	0.53	0.55	-
	休業8日以上	1,264	1,218	46	47.64	47.99	40.00
	休業1～7日	1,375	1,306	69	51.83	51.46	60.00
	計	2,653	2,538	115	100.00	100.00	100.00

区 分	件								
	鉱業			建設業	爆薬製造業	第一次金属製造業			
	A	B	計	C	D	E	F	G	計
危い機械や工具を使っていた	1	-	1	-	-	1	-	-	1
機械又は設備がよくなかった	-	-	-	-	-	1	-	-	1
工具が不完全又は不適当であつた	-	-	-	-	1	1	-	-	1
安全装置又は安全器具がなかった。またあつたがよくなかつた	-	-	-	-	-	1	-	-	1
危い材料をあつかつていた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
材料又は取あつかつているものが不適当だつた(重すぎるなど)	-	-	-	-	1	-	-	-	-
作業場所がせまかつた	1	1	2	-	1	-	1	-	1
足場が悪かつた	-	1	1	-	-	2	-	-	2
作業場のせいとんがわるかつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通路以外を通つた	-	-	-	-	-	-	-	1	1
安全教育をうけなかつた	-	-	-	-	1	-	-	-	-
作業についての知しきがたりなかつた	2	-	2	-	-	-	-	-	-
作業によくなれていなかつた	1	-	1	-	1	-	1	1	2
仕事が好きでなかつた	-	-	-	-	-	1	-	-	1
仕事がつまらなかつた	1	-	1	-	-	-	-	-	-
仕事がむづかしかつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仕事がいそがしかつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
力のいる仕事であつた	-	-	-	-	1	-	-	2	2
速度のはやい仕事であつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ひどく気をはつてする仕事であつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人手がたりなかつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
れんらくがよくとれていなかつた	1	-	1	-	-	1	-	-	1
注意がたりなかつた	-	-	-	-	2	1	1	2	4
職場で(家庭で)心配ごとがあつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
きそくや命令をまもらなかつた	1	-	1	-	-	-	-	-	-
体力が不適当であつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
体格が不適当であつた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つかれてゐた	-	-	-	-	-	-	-	-	-
すいみんがたりなかつた	-	-	-	-	1	-	-	-	-
合 計	8	2	10	-	9	9	3	6	18
無 記 入	-	-	-	12	1	1	-	1	-

(災害個人調査票) (昭和 28 年)

数									割 合						
自動車及 附属品製造				鉄道車 輛及部 分品				計	飲 業	重 建 設 業	煤 炭 製 造 業	金 属 一 次 製 造 業	自 動 車 及 附 属 品 製 造 業	鉄 道 車 輛 及 部 分 品 製 造 業	計
H	I	J	計	K	L	M	計		A、B	C	D	E、F、G	H、I、J	K、L、M	
	1	-	1	2	3	-	5	8	10.00	-	-	5.56	5.26	2.70	3.33
-	1	-	1	2	4	1	7	9	-	-	-	5.56	5.26	3.79	3.74
2	1	-	3	2	3	-	5	10	-	-	11.11	5.56	15.79	2.70	4.15
-	-	-	-	4	5	-	9	10	-	-	-	5.56	-	4.87	4.16
-	-	-	-	4	4	-	8	8	-	-	-	-	-	4.32	3.33
1	-	-	1	7	5	1	13	15	-	-	11.11	-	5.26	7.03	6.23
-	-	-	-	3	4	1	8	12	20.00	-	11.11	5.56	-	4.32	4.96
-	-	-	-	8	6	1	15	18	10.00	-	-	11.10	-	8.11	7.47
-	-	-	-	6	2	1	9	9	-	-	-	-	-	4.87	3.74
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	5.56	-	-	0.41
-	-	-	-	4	-	1	5	6	-	-	11.11	-	-	2.70	2.50
-	2	-	2	2	1	1	4	8	20.00	-	-	-	10.53	2.16	3.32
2	-	-	2	8	7	1	16	22	10.00	-	11.11	11.10	10.53	8.65	9.14
-	-	-	-	1	-	1	2	3	-	-	-	5.56	-	1.08	1.22
-	-	-	-	-	-	-	-	1	10.00	-	-	-	-	-	0.41
-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	0.54	0.41
2	-	-	2	2	7	1	10	12	-	-	-	-	10.53	5.41	4.99
-	-	-	-	6	4	1	11	14	-	-	11.11	11.10	-	5.95	5.82
2	-	-	2	1	2	-	3	5	-	-	-	-	10.53	1.62	2.08
-	1	-	1	-	-	1	1	2	-	-	-	-	5.26	0.54	0.83
-	-	-	-	7	3	-	10	10	-	-	-	-	-	5.41	4.16
-	-	-	-	1	1	-	2	4	10.00	-	-	5.56	-	1.08	1.63
1	3	-	4	18	8	1	27	37	-	-	22.23	22.22	21.05	14.59	15.36
-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	0.54	0.41
-	-	-	-	-	2	-	2	3	10.00	-	-	-	-	1.08	1.22
-	-	-	-	2	2	1	5	5	-	-	-	-	-	2.70	2.08
-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	-	1.08	0.83
-	-	-	-	1	1	1	3	3	-	-	-	-	-	1.62	1.22
-	-	-	-	-	1	-	1	2	-	-	11.11	-	-	0.54	0.83
10	9	-	19	92	77	16	185	241	100.00	100.00	10.00	100.00	100.00	100.00	100.00
-	1	-	1	13	9	-	22	38	-	-	-	-	-	-	-

第 12 表 災 害 の 傷 害 部 位 (昭和 28 年)

産業 事業 傷害 部位		件												
		鉄業			建設業	爆薬製造業	金属製造業 第一次				附屬品製造業 自動車及び			
		A	B	計	C	D	E	F	G	計	H	I	J	計
全	全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頭顔	1	-	1	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	眼	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頸	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	2
	腕手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肩	1	1	2	1	1	-	-	2	2	2	1	-	3
	胸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腹背	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	脚	-	-	-	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上下	-	-	-	3	2	2	-	2	4	-	2	-	2
	不	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	1	3	12	4	3	2	5	10	3	4	-	7

[illegible]

第 13 表 災害を受けた年少者の、災害防止の意見 (昭和 29 年)

意見	区分 産 業	件 数							割 合 %						
		鉄 業	重 建 設 業	爆 発 製 造 業	第 金 属 一 製 造 次 業	自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	計	鉄 業	重 建 設 業	爆 発 製 造 業	第 金 属 一 製 造 次 業	自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	計
物的環境の改善		2	-	1	5	2	16	26	100.00	-	50.00	83.33	50.00	55.17	60.49
労働条件の改善		-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	16.67	-	3.45	4.64
人的関係の改善		-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	10.35	6.96
本人自身について		-	-	-	-	2	5	7	-	-	-	-	50.00	17.24	16.26
その他の		-	-	1	-	-	1	2	-	-	50.00	-	-	3.45	4.67
希望なし		-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	10.34	6.98
計		2	-	2	6	4	29	43	100.00	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
無記入		-	-	1	3	3	15	23	-	-	-	-	-	-	-

第 14 表 年少者の災害防止に対する意見 (昭和 29 年)

意見	区分 産 業	件 数							割 合 %						
		鉄 業	重 建 設 業	爆 発 製 造 業	第 金 属 一 製 造 次 業	自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	計	鉄 業	重 建 設 業	爆 発 製 造 業	第 金 属 一 製 造 次 業	自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	鉄 道 車 輛 及 び 部 分 品 製 造 業	計
物的環境の改善		11	-	32	67	79	120	309	78.6	-	78.0	70.3	68.1	93.0	78.0
労働条件の改善		2	-	7	12	24	5	50	14.3	-	17.1	12.6	20.7	3.9	12.6
人的関係の改善		1	1	1	5	3	2	13	7.1	100.0	2.4	5.3	2.6	1.6	3.3
本人自身について		-	-	1	11	7	2	21	-	-	2.4	11.6	6.0	1.6	5.3
その他の		-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	2.6	-	0.8
計		14	1	41	95	116	129	396	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
無記入		12	2	23	77	70	22	206	-	-	-	-	-	-	-

第 15 表 災 害 補 償 費 (28年.1月~12月)

(単位 円)

区分 災害 事業場	全 労 働 者							
	災 害 人 員	療養補償費	休業補償費	障害補償費	遺族補償費	葬 祭 料	打切補償費	計
A	36	278,984	619,393	-	255,050	15,303	345,036	1,513,766
B	640	2,108,433	3,395,748	8,563,099	-	-	-	14,067,280
C	365	-	-	-	-	-	-	-
D	85	378,941	499,617	451,447	709,690	42,582	-	2,082,277
E	203	3,251,508	2,785,425	7,509,007	1,993,928	121,895	-	15,661,763
F	85	1,222,378	1,356,080	6,026,975	543,290	32,597	-	9,181,320
G	72	157,176	525,188 371,296	281,331	-	-	-	943,695
H	97	1,196,894	782,006	1,925,924	425,030	25,502	-	4,726,652
I	119	177,748	2,654,785	895,792	-	-	-	3,728,325
J	344	2,052,000	2,951,000	2,404,000	903,000	54,000	914,000	9,278,000
K	499	1,765,560	1,973,948	1,180,910	644,970	36,698	-	5,604,086
L	80	72,430	191,109	324,958	297,550	17,853	-	903,900
M	28	-	-	-	-	-	-	-
計	2,260	12,662,052	18,105,595	29,543,443	5,772,508	348,430	1,259,036	67,691,064
割合%	-	18.71	26.75	43.64	8.53	0.51	1.86	100.00

区分 災害 事業場	年 少 労 働 者							
	災 害 人 員	療養補償費	休業補償費	障害補償費	遺族補償費	葬 祭 料	打切補償費	計
A	2	2,979	2,437	-	-	-	-	5,416
B	1	1,254	907	-	-	-	-	2,161
C	20	-	-	-	-	-	-	-
D	4	5,181	4,704	11,187	-	-	-	21,072
E	3	85,513	28,985	-	-	-	-	114,498
F	1	10,208	895	7,128	-	-	-	18,231
G	5	2,681	9,575	12,784	-	-	-	25,040
H	3	12,030	1,036 1,841	-	-	-	-	14,907
I	4	-	10,061	24,726	-	-	-	34,787
J	0	-	-	-	-	-	-	-
K	43	23,742	24,333	-	-	-	-	48,075
L	25	28,826	31,961	45,200	-	-	-	105,987
M	4	-	-	-	-	-	-	-
計	91	172,414	116,735	101,025	-	-	-	390,174
割合%	-	44.19	29.92	25.89	-	-	-	100.00

註 1. 見舞金は別掲である。

2. C, Mの金額欄は無記入である。

第 16 表 事業場別災害状況 (昭和 28 年)

業 種	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は () 内に再掲)	全 勞 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
		699	121	820	664	111	775	35 (技 -)	10 (技 -)	45 (技 -)
A	年間災害 程度別 発生状況	死 亡	1	-	1	1	-	1	-	-
		死傷 件数	休業8日以上	22	2	24	21	2	23	1
		休業1~7日	9	2	11	8	2	10	1	-
		計	32	4	36	30	4	34	2	-
	発生状況	労働延時間数	1,682,069	231,063	1,913,132	1,585,849	222,069	1,807,915	96,220	8,997
		労働損失日数	8,508	73	8,581	8,465	73	8,538	43	-
		度 数 率	19.02	17.31	18.82	18.92	18.01	18.81	20.79	0.00
		強 度 率	5.06	0.32	4.49	5.34	0.33	4.72	0.45	0.00
B	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は () 内に再掲)	男	2,327	181	2,508	2,314	175	2,489	13 (技 -)	6 (技 -)
		女								19 (技 -)
		計								
		死 亡	2	-	2	2	-	2	-	-
	年間災害 程度別 発生状況	死傷 件数	休業8日以上	343	3	346	342	3	345	1
		休業1~7日	291	1	292	291	1	292	-	-
		計	636	4	640	635	4	639	1	-
C	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は () 内に再掲)	男	615	35	650	590	35	625	25 (技 -)	-
		女								25 (技 -)
		計								
		死 亡	3	-	3	3	-	3	-	-
	年間災害 程度別 発生状況	死傷 件数	休業8日以上	72	-	72	68	-	68	4
		休業1~7日	282	8	290	266	8	274	16	-
		計	357	8	365	337	8	345	20	-
C	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は () 内に再掲)	男	1,199,250	68,250	1,267,500	1,150,500	68,250	1,218,750	48,750	-
		女								48,750
		計								
		労働延時間数	23,653	21	23,674	23,573	21	23,594	80	-
	発生状況	労働損失日数	297.69	117.22	287.97	292.91	117.22	283.08	410.26	-
		度 数 率	19.72	0.31	18.68	20.49	0.31	19.36	1.64	-
		強 度 率								1.64

業 種	年 間 平 均 労 働 者 数 (18才未満の技能養成工は) () 内に再掲)	全 労 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
		1,063	662	1,725	1,047	598	1,645	16 (技 -)	64 (技 -)	80 (技 -)		
炭 鉱 製 造 業	年間災害 程 度 別 発生状況	死 亡	2	-	2	2	-	2	-	-	-	
		死傷 件数	休業8日以上	38	7	45	37	6	43	1	1	2
			休業1～7日	34	4	38	34	2	36	-	2	-
		計	74	11	85	73	8	81	1	3	4	
	発生状況	労働延時間数	2,474,209	1,412,780	3,886,989	2,455,436	1,197,682	3,653,118	18,773	215,098	233,871	
		労働損失日数	18,988	179	19,167	18,982	70	19,052	6	109	115	
		度 数 率	29.91	7.79	21.87	29.73	6.68	22.17	53.27	13.85	17.10	
D	強 度 率	7.67	0.13	4.93	7.73	0.06	5.21	0.32	0.51	0.49		
第 一 次 金 属 製 造 業	年 間 平 均 労 働 者 数 (18才未満の技能養成工は) () 内に再掲)	全 労 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
		6,213	659	6,852	6,056	628	6,684	157 (技 157)	11 (技 -)	168 (技 157)		
第 一 次 金 属 製 造 業	年間災害 程 度 別 発生状況	死 亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		死傷 件数	休業8日以上	164	-	164	161	-	161	3	-	3
			休業1～7日	36	3	39	36	3	39	-	-	-
		計	200	3	203	197	3	200	3	-	3	
	発生状況	労働延時間数	18,029,246	1,437,046	19,466,292	17,682,440	1,424,949	19,107,399	346,806	12,097	358,903	
		労働損失日数	27,595	11	27,606	26,780	11	26,791	815	-	815	
		度 数 率	11.09	2.09	10.43	11.14	2.11	10.47	8.65	0.00	8.36	
E	強 度 率	1.53	0.01	1.42	1.51	0.01	1.40	2.35	0.00	2.27		
第 一 次 金 属 製 造 業	年 間 平 均 労 働 者 数 (18才未満の技能養成工は) () 内に再掲)	全 労 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
		1,469	46	1,515	1,406	44	1,450	83 (技 -)	2 (技 -)	65 (技 -)		
第 一 次 金 属 製 造 業	年間災害 程 度 別 発生状況	死 亡	2	-	2	2	-	2	-	-	-	
		死傷 件数	休業8日以上	68	-	68	67	-	67	1	-	1
			休業1～7日	15	-	15	15	-	15	-	-	-
		計	85	-	85	84	-	84	1	-	1	
	発生状況	労働延時間数	3,776,031	102,076	3,878,107	3,721,532	100,192	3,821,724	54,499	1,884	56,383	
		労働損失日数	33,198	-	33,198	33,189	-	33,189	9	-	9	
		度 数 率	22.51	0.00	21.92	22.57	0.00	21.98	18.35	0.00	17.74	
F	強 度 率	8.79	0.00	8.56	8.92	0.00	8.68	0.17	0.00	0.16		

第 一 次 金 属 製 造 業	年 間 平 均 勞 働 者 数 (18才未満の技能養成工は) () 内に再掲)	全 勞 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		333	31	364	303	27	332	28 (技 -)	4 (技 -)	32 (技 -)	
年間災害 程 度 別 発 生 状 況	死 亡 死 傷 件 数	休業8日以上	30	2	32	27	2	29	3	-	3
		休業1～7日	40	-	40	38	-	38	2	-	-
		計	70	2	72	65	2	67	5	-	5
	労働延時間数	796,096	62,290	848,386	741,277	53,725	795,002	44,819	8,565	53,384	
		労働損失日数	485	17	502	437	17	454	48	-	48
		度 数 率	69.05	32.11	84.87	87.69	37.23	84.28	111.56	0.00	93.66
強 度 率	0.62	0.27	0.59	0.59	0.32	0.57	1.07	0.00	0.90		

自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	年 間 平 均 勞 働 者 数 (18才未満の技能養成工は) () 内に再掲)	全 勞 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		2,237	199	2,436	2,134	199	2,333	103 (技 103)	- (技 -)	103 (技 103)	
年間災害 程 度 別 発 生 状 況	死 亡 死 傷 件 数	休業8日以上	1	-	1	1	-	1	-	-	-
		休業1～7日	55	-	55	54	-	54	1	-	1
		計	41	-	41	39	-	39	2	-	2
	労働延時間数	5,688,326	432,825	6,121,151	5,464,301	432,825	5,897,126	224,025	-	224,025	
		労働損失日数	13,025	-	13,025	13,008	-	13,008	17	-	17
		度 数 率	17.05	0.00	15.85	17.20	0.00	15.94	13.39	0.00	13.39
強 度 率	2.13	0.00	2.29	2.38	0.00	2.21	0.08	0.00	0.08		

自 動 車 及 び 附 属 品 製 造 業	年 間 平 均 勞 働 者 数 (18才未満の技能養成工は) () 内に再掲)	全 勞 働 者			18 才 以 上			18 才 未 満			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		2,303	129	2,431	2,186	113	2,299	117 (技 117)	15 (技 -)	132 (技 117)	
年間災害 程 度 別 発 生 状 況	死 亡 死 傷 件 数	休業8日以上	44	1	45	42	1	43	2	-	2
		休業1～7日	74	-	74	72	-	72	2	-	2
		計	118	1	119	114	1	115	4	-	4
	労働延時間数	4,806,057	265,323	5,071,380	4,564,697	234,578	4,799,275	241,360	30,745	272,105	
		労働損失日数	2,682	19	2,701	2,602	19	2,621	80	-	80
		度 数 率	24.55	3.77	23.46	24.97	4.26	23.96	16.57	0.00	14.70
強 度 率	0.96	0.07	0.53	0.57	0.08	0.59	0.33	0.00	0.29		

自動車及び 附属品製造業	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は ()内に再掲)	全労働者			18才以上			18才未満		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
		4,614	591	5,205	4,550	579	5,129	64 (技 64)	12 (技 -)	76 (技 64)
J	年間災害 程度別 発生状況	死 亡	1	1	1	-	1	-	-	-
		死傷 件数								
		休業8日以上	171	11	182	171	11	182	-	-
		休業1～7日	155	6	161	155	6	161	-	-
		計	327	17	344	327	17	344	-	-
	発生状況	労働延時間数	8,775,714	1,199,112	9,974,826	8,710,611	1,169,708	9,880,319	65,103	29,404
		労働損失日数	24,971	372	25,343	24,971	372	25,343	-	-
		度 数 率	37.29	14.18	34.49	37.54	14.53	34.81	0.00	0.00
		強 度 率	2.65	0.31	2.94	3.44	0.32	2.56	0.00	0.00
鉄道車輛及び 附属品製造業	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は ()内に再掲)	全労働者			18才以上			18才未満		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
		3,752	108	3,860	3,476	99	3,575	276 (技 -)	9 (技 -)	285 (技 -)
K	年間災害 程度別 発生状況	死 亡	1	1	1	-	1	-	-	-
		死傷 件数								
		休業8日以上	177	-	177	166	-	166	11	11
		休業1～7日	321	-	321	289	-	289	32	32
		計	499	-	499	456	-	456	43	43
	発生状況	労働延時間数	7,950,954	226,503	8,177,557	7,338,991	210,843	7,549,834	611,963	15,760
		労働損失日数	19,921	-	19,921	19,628	-	19,628	293	-
		度 数 率	62.76	0.00	61.02	62.13	0.00	60.40	70.27	0.00
		強 度 率	2.51	0.00	2.44	2.67	0.00	2.60	0.48	0.00
鉄道車輛及び 附属品製造業	年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は ()内に再掲)	全労働者			18才以上			18才未満		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
		860	99	959	738	97	835	122 (技 115)	2 (技 -)	124 (技 115)
L	年間災害 程度別 発生状況	死 亡	1	1	1	-	1	-	-	-
		死傷 件数								
		休業8日以上	42	1	43	26	1	27	16	16
		休業1～7日	35	1	36	26	1	27	9	9
		計	78	2	80	53	2	55	25	25
	発生状況	労働延時間数	2,326,439	147,560	2,473,999	2,050,999	141,415	2,192,414	275,440	6,145
		労働損失日数	726	43	769	441	43	484	285	-
		度 数 率	33.53	13.55	32.34	29.84	4.14	25.09	90.76	0.00
		強 度 率	0.31	0.29	0.31	0.21	0.30	0.22	1.03	0.00

鉄道車輛及び部分品製造業	年間平均労働者数			全労働者			18才以上			18才未満		
	(18才未満の技能養成工は) ()内に掲揚)			男	女	計	男	女	計	男	女	計
				87	11	98	73	11	84	14 (技)	14 (技)	14 (技)
年間災害 程度別 発生状況	死傷 件数	死	亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		休業8日以上		11	-	11	10	-	10	1	-	1
		休業1～7日		15	2	17	12	2	14	3	-	3
		計		26	2	28	22	2	24	4	-	4
	労働延時間数			169,205	23,502	192,707	142,075	23,502	165,578	27,129	-	27,129
M	労働損失日数			204	14	218	182	14	196	22	-	22
	度数率			153.66	85.10	145.29	154.85	85.10	144.95	147.44	-	147.44
	強度率			1.21	0.60	1.13	1.28	0.60	1.18	0.81	-	0.81

第17表 事業場、職種別、災害原因及び防止対策

事業場	職 種	災 害 原 因			防 止 対 策			どうすればけがをしないうですんだか
		記 録	責 任 者	国 災 害 者	防 止 対 策	責 任 者	災 害 者	
A	選鉱機役夫	鉱石が片側だけに積まれて鉄車がもちあがり脱線の上にあつた漏斗で頭を打つ	全く本人の不注意のたまたまの事故である。(10年乗此の種の車を打つ)	本人の不注意	漏斗はトロの中心部に置くことが必要	年少者に対する安全教育、被害者は配置転換	注意された	
	沈殿機役夫	沈殿機作業者をた	本人の不注意	本人の不注意		注意をうながした被害者は配置転換	注意された	単純な仕事とは云え、気をゆるめなければよかつた
	坑外雑夫	土止め作業中、すべつてをとおれる瞬間、丸太の小口に手をかけて受撞した	足場の不完全	自然発生災害		経験者を配置	なし	壁に手をかけなければよかつた
C	石運搬夫	運搬中石につまずきころぶ						
	石運搬夫	原機障の板が折れ7尺下え転落			月1回収の張書をす			
		丸太運搬中危挫						
	土砂運搬	運搬中踏板の間えすべり落ち転倒						
		鉱冶場であえて居ない、能直しアゴを持つて火傷						
		岩石にはさまれた						
		古釘による刺傷						
		古釘による刺傷						

事業場	職 種	災 害 原 因		防 止 策		どうすればけがをしないですか
		記 録	責任者	災 害 者	責任者	
D		鋼索作業中索が飛び受傷				
		古釘による刺傷				
		足場からの転落				
		材料が落下して来た				
	筋 工	腰に手をはさまれて負傷	本人の不注意		安全教育	
E	分 析 工	他人の為に動作でドラローラ威嚇音が本人の顔面に飛び左眼に入つた	二人で同じ物を提出しようとして居て同僚の人の顔面に飛び注意を払わなかつた	他人から及ぼされた災害	保護眼鏡をかけさせ器具扱みを新しく作つた	1人ですればよかつた
	装 束 工	斜頭ですべりそうになつて手許から堤岸右が落ち足に当る		本人の不注意		音が重すぎた
	膠質包製工	排水溝足すべりして転倒負傷	排水の間に開いて居た為、足を落し転倒			溝の縁板が固定していればよかつた
	ホーロー工	振動がもとで成石のカバーが飛び頭に当たる				
F	鋳 物 工	クランに引掛つたチエーンをハンママーでたたいた為釘が落下し右足甲に負傷	左に同じ	本人の不注意	クランの位置を正し、不	クランを正しく掛ければよかつた
	仕 上 工	コードを足で踏んでいたため、ひびつた電線が手に持つて居た電線が手を取落し足裏迄貫通	本人の不注意から電線がロールを取落し負傷	本人の不注意	クランの位置を正し、工場の整理、整頓	使用する道具を手近に置けばよかつた
	木 型 工	倒れた扉の下敷とな	材料の運搬中工場の入口の扉が倒れて下敷となる	扉が倒れても倒れない様にした	扉が倒れない様にした	扉が倒れなかつたをなればよかつた

事業場	職 種	災 害 原 因			防 止 責 任 者			策 略	ど ち ら け が し な い で す ン だ か
		記 録	責 任 者	災 害 者	記 録	責 任 者	災 害 者		
G	造 型 工	作業中右足に釘を刺す							
	造 型 工	相手の倒した棒の下敷となる	労働者の不注意	機重機をつかわず合棒を手で運した為		相手との意志の一致 クレーン使用		機重機を使用すれば よかつた	
	造 型 工	コータス運搬中転倒 左眼怪傷	本人の不注意	コータス取りで足を すべらす		別に寄壁はしない			
	造 型 工	機重機のワイヤーに はさまれて小指裂傷 す	二人の呼吸の合わない 事がある	機重機のワイヤーに はさまれる		養成工には作業座席 を結んでいる	クレーンの巻上巻下 に注意している	クレーンの巻上中に 手をはなしていたな らよかつた	
	検 査 工	製品点検中右薬指を はさまれる	本人の不注意			機重機使用をうなが す	釘を焦めて釘に注意 は良かつた	足まつた通路を歩め ば良かつた	
H	鍛 金 工	作業に対する安全の 信念の欠如に依り右 指を絞まれる	分組受持が明らかで なく技能と体力に無 理があつた	機械に対する未知よ り		無理に物を持たな い。作業に掛る前に 姿勢行動の確認			
	機 械 工	作業中に切粉が右眼 に当り右眼怪傷	目がつかれる為には保 護メガネの使用をお こなつていた為	保護メガネを掛けず に仕事をした為		保護メガネの使用実 行	保護メガネ使用	事件以来メガネを掛 ける様になつた	
	仕 上 工	部品運搬中数枚で左 指負傷する	単独作業の為注意力 不足	手押車を押す際に手 をすべらせて手を切 る		仕事に対する注意カ 力について再教育	仕掛品の運搬時の注 意を要する	普通に車を押して降 たならはけがはなか つた	
	組 立 工	紙屑中の釘を踏抜き した							
I	機 械 工	作業中砥石車にふれ 受傷	機械不備に對して責 任者が未知であつた 為	砥石車のドレッシング 中		機械の点検の実行を うながす	支持台と砥石車の間 を3cmにした(防止 対策の注意あり)	同手でもやるべきだつ た	
	鋳 造 工	駆足で作業中転倒し 左足にこぼす	緊要度のゆるみより 起きた災害である	自分の注意力が不足 していた		機中の立場が遠方に あることと自体が底固 い	別に行なわなかつた	行動にちかつた つたよかつた	
	組 立 工								

製 工	作業中に側と定礎との間に指をはさまれる	各人の連絡を要するものに、連絡不十分		各人間の連絡を充分に取る	
製 工	材料運搬中につまみずいて持つてくる材料にて行う	工場内通路の不整頓によるものと思ふ		通路には絶對に物品を置かぬ様にした	
鋳 工	作業中に鉄板を左足の上に落す	運搬中に鉄板を落す		作業中は注意深くする様にうながした	
旋 工	運搬した製品を下す際右腕腕節を揺す	運搬中の不注意による災害である		注意する様にうながした	
旋 工	清掃中鉄がフラスが倒れて左手指を切る	清掃中鉄がフラスが倒れてより傾けての災害である		注意する様にうながした	
旋 工	作業中に他人の仕事の物品の角が当たる	前で作業中の人の製品運搬の際、角が肩に当たる		大きい製品の作業の際は周囲に充分注意する	
旋 工	作業中材料が起転して左母指に当たる	製品の取付が不十分であつた為製品が起転して災害となる		製品の取付に充分注意をうながした	
薄 板 工	材料運搬中足許の鉄板につまみずく	自己の不注意、起屋の不整頓		起屋の整頓を注意している	
組 立 工	仕事中ドリルが折れ左指を切る	ドリルを押しドリル指が折れて全力で左中指を切る		ドリル使用に力を平均する	
木 工	厚用鉄板を運搬中つ指を挟む	不慣れ及び不注意		作業員の注意を喚起	
仕 上 工	溶接した金物と運搬中右前膊に触れて火傷する	溶接直後なることを知らず触れて火傷したもの		溶接後のものは冷熱をたしかめめる様注意	
リ	定置式グラインダーに前膊中持つて手をきたらし左母指を擦傷した	グラインダーとナイフとの隙間が広く前膊製品が小さいため製品をすべらした		グラインダーで一製品毎の間の研磨機を使用する様にした	

事業場	職種	災害原因			防 止 対 策	災 害 者	ど う す れ ば け が し な い で す ん だ か
		記 録	責 任 者	災 害 者			
組 立 工	組 立 工	客車の柱をノミにて削る中手をにらしてノミにて切る	スハフ買通面筋電線被柱バッキン取付作業者が滑つて左手に当たったもの		傷使用の事		
電 気 工	電 気 工	電線管へ電線引込中、修と修との間に左指指を挟まれる	一人で長いパイプの「バンド」を握るためパイプが上つて傷を受ける	床下箱配線中電線管と管で挟まつて負傷する	二人組になつて連動をとつて仕事する様に指導した		片手で取扱わず両手で取扱えばよかつた
電 機 機 工	電 機 機 工	新機作業中手をにらして指を挟まれる	製品(小)を研磨する時作業面の考慮(持ち易く)を払わなかつたため	グラインダー	作業に当り直接製品を手に持たぬ様注意	行つた	よく注意して仕事する
新 物 工	新 物 工	冷し金の曲り直し中、過つてペンパーにて左指指を打つ	冷し金の曲りを直しているとき過つてペンパーにて左指指を打つ	ハンママーで棒とうを延す時ハンママーを打つて手を打つ	着成工には小さいハンママーです仕事にあたる様に指示	注意すればよい	よく注意して仕事する
仕 上 工	仕 上 工	貨車本体にて金物取付中肩甲関節を捻傷す	貨車の制動筒取付けの力がハットの締付中力を入れたもの	床下金具取付中肩甲に痛みを感じた	注意を喚起		よく注意して仕事する
鉄 物 工	鉄 物 工	中子を連動する際、まずいて倒れ右手首を突く	中子をつまみ倒れたもの	恐取場で芯を選び途中足が何かにつまみ倒れて左手をつつこんだ	型槽を通じて通路の整備整備を行つた	なし	足元に注意すればよい
組 立 工	組 立 工	客車の窓へ薄島取付中薄島が落ちて左足に当たる	スハフ買通面筋電線被柱バッキン取付作業者が滑つて左手に当たったもの	薄島をはさず際手が滑り左足に当たる		しなかつた	瞬間的でどうにもならなかつた
製 錬 工	製 錬 工	材料運搬中左腕関節を捻傷す	本人の不注意によるもの	材料を持ちすぎたため	工場内通路の整理整頓に注意	しなかつた	
仕 上 工	仕 上 工	張刺中台が跳ねて右腕に当たる	本人の不注意によるもの		湯沸湯附近を整理し窓は強力小さいものを使用する様にした		会社の設備をよくすることよい
仕 上 工	仕 上 工	「ホド」にて湯沸しした石油罐を降す際、湯がこぼれる	湯沸しに取手が付いていないため手滑りし湯がこぼれる	取手のないバケツを「ホド」より降す際手が熱くなつて落した	湯沸を付ける様にし、手を付ける様にした	湯沸に取手をつけた	バケツに手がついていれればよかつた
管 工	管 工	機具修理中手垢中釘に釘が落ちて右足を突く	機具修理中手垢中釘に釘が落ちて右足を突く	プレス修理の時釘の出てくる板をふむ	作業場の整理整頓に留意し足元に注意する様にした		足元に注意すればよい
製 煉 工	製 煉 工	道具運搬中釘を踏む	本人の不注意によるもの		工場内材料に通路の清掃に注意		

解	工	材料運搬中手をこらしたものを し材料を落したものを	本人の不注意によるもの	加熱部を可及的に急意 合する為注意する間 あつたものと思われ る	仕事中足元にあつた 器物につまみつき横に あつた端けを鉄板に ぶれたもの	鉄板を運搬中落す			通方より注水する様 に注意	足場の整理が行われ た	よく注意すればよか つた
"	工	焼付作業中他の品物 に付まつて倒れ壊 けた鉄板に触れる	本人の不注意によるもの	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				足場の整理を行つた	足場の整理を行つた	よく注意すればよか つた
除	工	木片を物色中鉄板に 半分つかかかつて いたカブラウー受け が倒れ左足に当る	本人の不注意によるもの	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				行つた	行つた	溝板がくさつていた
製	工	ハンドルが外れた為 倒れしネタ受けにて 打つ	本人の不注意によるもの	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				足場を直した	足場を直した	足場を直せばよい
營	工	金敷を二人で移動中 手をこらし指を挟ま れる	二人して金型を持ち 上げた際二人の呼吸 が合わなかつた為	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				しない	しない	重すぎたため
海	工	冷蔵車開戸時取中 開戸が倒れて当つた もの	冷蔵車開戸時取中 開戸が倒れて当る	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため						
營	工	ギヤ一製作中手をよ らしギヤ一にて打つ	ギヤ一のサンダー軸 を強く為ベビットに てギヤ一を打ち損じ た為	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				行わない	行わない	
木	工	電事仕切補手直中 電にて右指を打つ	本人の不注意	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				注意すればよい	注意すればよい	
現	工	型板始入箱製中足 をこらせ床と箱の間 に挟まれる	型板を準備中、瞬間 足をこらし右手をは ずし、左手だけ型板 の下敷となつたもの	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				注意すればよい	注意すればよい	
組	工	手押車にて品物を運 搬し降ろす時支えに 打つ	手押車を運搬中、材 料置場に降ろす際、材 料の間に指を挟まれた もの	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				注意すればよい	注意すればよい	
旋	工	材料を運搬する際材 料の間に右手指を 挟まれる	材料を運搬中、材 料置場に降ろす際、材 料の間に指を挟まれた もの	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				注意する	注意する	
組	工	電事根本取付中、下 車の際、誤つて木片 に付まつた為指す	電事根本取付中、下 車の際、誤つて木片 に付まつた為指す	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				行わない	行わない	下を見ていれればよ かつた
組	工	客車用リノリユーム 切斷の際、リノリユ ームが倒れ膝に当る	客車用リノリユーム 切斷の際、リノリユ ームが倒れ膝に当る	原因し思い金具が立 ててあつた為	カブラウー受けが倒れ て来たため				3人を4人にする	3人を4人にする	既簡的でどうしよう もなかつた

事業種	職 種	異 常		背 負		原 因		防 止		どうすればけがをしないですか
		記 録	負 担 者	負 担 者	負 担 者	記 録	負 担 者	負 担 者	負 担 者	
K	組 立 工	各車前脚取付中、雨組組取付の際ペリが場が垂直に落ち左足指に当たる	雨組組取付の際ペリが場が垂直に落ち左足指に当たる	雨組組取付の際ペリが場が垂直に落ち左足指に当たる	雨組組取付の際ペリが場が垂直に落ち左足指に当たる			仮取付の時、万力でしめつけることにした	行わない	不注意だったが、安全教育をもつとしてほしい
	組 立 工	塗装中、そばに立てかけておいた板が倒れて落ちてきた	天井板の下に立てかけておいた板が倒れて落ちてきた	天井板の下に立てかけておいた板が倒れて落ちてきた	天井板の下に立てかけておいた板が倒れて落ちてきた			たてかけである板はしぼりつけるようにする		
	製 罐 工	マニピュレータで作業中、足が滑って倒れた	本人の不注意	本人の不注意	本人の不注意			重量物の運搬は2人で行うように注意		
	部品組立工	部品が足の上におちた	穿孔用チャネルの切込みが浅く、部品が滑り落ちた	穿孔用チャネルの切込みが浅く、部品が滑り落ちた	穿孔用チャネルの切込みが浅く、部品が滑り落ちた			本人に注意し鉄材の動作をさせさせている		
	木工部品工	組立中、附近の木材に、左足を突かれた	本人の不注意	本人の不注意	本人の不注意			本人に注意		
L	熟 練 工	木材に打つておいた釘を踏み抜いた（台風による流木材の処理中）	本人の不注意	本人の不注意	本人の不注意			全員に注意		
	製 罐 工	リヤカーから材をおろす際、誤って足の上におとす	本人の不注意	本人の不注意	本人の不注意			特になし		
	"	自動連結器操作中、誤って手をはさまれた	本人の不注意にもよるが、指導も不十分であった	本人の不注意にもよるが、指導も不十分であった	本人の不注意にもよるが、指導も不十分であった			指導した		
	"	踏台上で作業中、台から落ち、転倒の際、左手を床面で強く打った	作業不慣れのため、踏台の取組を誤った	作業不慣れのため、踏台の取組を誤った	作業不慣れのため、踏台の取組を誤った			踏台の整備		
	"	ハンママーで木角の頭を切断中、強打の際、下方に押された	作業の對象の車が突っついていった	作業の對象の車が突っついていった	作業の對象の車が突っついていった			手袋を使用する際の切断面を仕上げる		
木工組立工	プレエ工	誤って鋼板中のドラインバーに触れた	未熟	未熟	未熟			未熟者は簡単なものから徐々に進ませる		
	木工組立工	屋根板取付中足場板に上る際、誤って板に落ちた	本人の不注意	本人の不注意	本人の不注意			その後時々注意している		

M	物 工	サングレミル使用中止 をばさむ							注意すればよかつた
---	-----	--------------------	--	--	--	--	--	--	-----------

五 調 査 票

— 昭 和 29 年 9 月 —

1. 事業の名称				2. 所在地							
3. 事業の種類				4. 主な生産物							
5. 労働時間		時間	分	6. 休憩時間		時間	分	7. 休日	日に 週に	回 回	
8. 交替制		交替		時から 時から 時から		時まで 時まで 時まで		職種			
9. 年間平均労働者数 (18才未満の技能養成工は ()内に再掲)			全労働者			18才以上			18才未満		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
									(被)	(被)	(被)
10. 年間災害 程度別 発生状況	死傷 件数	イ. 死亡									
		ロ. 休業8日以上									
		ハ. 休業1~7日									
		計									
		ニ. 労働延時間数									
		ホ. 労働損失日数									
		ヘ. 発生率									
		ト. 発生率									
11. 年間の災害補償			計	療養補償費	休業補償費	障害補償費	遺族補償費	葬祭料	打切補償費		
全労働者		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年少労働者		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
										整理番号	

No. 2

この調査の時限は、安全管理者の回答欄を除いては28年とし、現在と異なる場合は欄外に記入する。

安全管理者—安全管理者がある場合はその人数を記入する。安全管理者の地位とは、例えば安全管理者の本務が労務係長である時は、労務係長というように記入する。二人以上安全管理者がある場合はそれぞれについて記入する。

法外安全管理者—安全管理者のない場合は安全担当者の有無をみる。

安全管理者 ○なし
○あり 人
専任安全管理者 ○なし ○あり
他の事業場と兼任の安全管理者 人
安全管理者の地位
法外安全管理者（安全担当者） ○なし ○あり

安全委員会 ○なし ○あり
規則、組織規定別紙添付のこと
安全委員会の活動状況

安全委員会—安全委員会がある場合には、その規則、組織規定を別紙として添付する。

活動状況には、委員会の主な決議内容とその具体化の状況を記す。

安全管理者—この項は他の調査が済んで最後に回答を求めて記入する。

1. 28年に発生した災害の原因のうち、同一原因で何處も起るもの、特殊なものについてそれぞれ原因及びその対策を具体的に記入する。

安全管理者

1. この事業場で発生した災害の原因およびこれの対策

整理番号

No. 3

2. 災害の発生の有無に拘らず、現在この事業場で危険と思われる点について具体的に記し、それに対し今後行いたい、或は実際に行われなくても、このようにしたらよいという対策があったら記す。

2. この事業場の建築物、設備、作業場所、機械、作業方法等で危険と思われる点およびそれに対する今後の対策について

3. 女子年少者労働基準規則第7条、第8条（昭和29年7月1日施行）の年少者の就業制限を行っている業務について、制限をはずす方がよいと思われるもの、或は現在制限されていない業務でも制限をした方がよいと思われる業務があったらそれぞれの業務の内容と理由を記す。

3. 女子年少者労働基準規則第7条、第8条（昭和29年7月1日施行）の年少者の就業制限をされている業務について

① 制限をはずした方がよいと思われるもの
業務内容 理由

② 制限をした方がよいと思われるもの
業務内容 理由

整理番号

No. 6

災害を受けた年少者の居る職場の職長又は責任者に回答を求め、現場の実状を知ろうとするものである。この調査票は、対象人員が多い時は説明して票を配り記入を求めて

もかまわない。

1. 前と同じ
2. 災害発生時の労働環境および年少者の心身の状態等、詳しい発生原因を記す。

災害を受けた年少者の職場の責任者

1. この職場の建築物、設備、作業場、機械、作業方法等で危険と思われるものについて
2. 年少者が災害を受けた原因について
3. その後どのような対策を行ったか

整理番号

No. 7

事業場に原因別災害発生状況についての調査表がある場合は転記する。ない場合は災害報告の個人カードから分類

して記入する。但し調査日程の都合その他で記入が不可能な場合はこの調査は省略して差支えない。

原因別災害発生状況

原	因	全労働者	18才以上	18才未満	備 考
大 分 類	中 分 類				
A 動力運転災害	1 動力伝導装置災害				
	2 動力揚重機災害				
	3 動力運搬機災害				
	4 一般動力機災害				
	小 計				
B 作業行動災害	5 手動揚重運搬機災害				
	6 手動機、工具災害				
	7 取扱運搬災害				
	8 飛来崩壊災害				
	9 墜突踏抜災害				
	10 墜落災害				
C 特殊危険災害	小 計				
	11 電気災害				
	12 毒劇災害				
	13 爆発破裂災害				
	14 高熱災害				
D 雑原因災害	小 計				
	15 火事災害				
	16 倒壊災害				
	17 雑災害				
合	小 計				
	計				

整理番号

No. 8

昭和28年1年間に発生した年少者の個人災害状況を、労働基準監督署に報告した労働者死傷災害報告様式 26-号の1、2の写しより転記する。

職種別年少者数は原票にはないが、その年少者について

いた職種の28年一年間の平均年少者数を算出記入する。

氏名の欄に技能養成工の場合は（技）と記す。

災害の原因および発生状況については、あまり長い記述の場合は要点のみ転記する。

年少者の災害状況

職 種	職 種 別 年 少 者 数 (28年1年 間の平均)	氏 名 (技能養成工は () に技と記す)	年 令 (発生時)	勤続年数 (発生時まで)	災 害 発生日月	死亡或は 休業日数	死 傷 害 部 位
災害の原因および発生状況							
整理番号							

個人調査の手引

- 個人調査は「年少者の労働災害調査」と、「年少労働者の個人調査」の2つに別れ、調査対象は、前者は昭和28年一年間に災害を受けた年少労働者、後者はそれを除いた年少労働者であって、同一人が2調査の対象とならないよう注意する。
- この2調査は、出来れば別に実施する方が混乱を防ぐと思われるが、やむを得なければ同一場所で実施しても差支えない。
- 個人調査の実施に当っては、年少労働者以外の事業場関係者の入室は遠慮してもらう。
- 調査者は調査票を読みながら項目毎に説明し、○印をつける項目を除いては例をあげて説明する。
- 年少者の労働災害調査票
 - この調査の時限は昭和28年の各人の災害発生時とする。
 - 1年間に2度以上災害を受けた者については傷害の

重い場合を時限とする。

- 被調査者は、災害時に18才未満であっても、調査時には18才以上の場合もある。
 - 2、4は○印を沢山つけても構わないことを説明する。
 - 1、6、8、11、12は具体的に記入するように例をあげて説明する。
- 年少労働者の個人調査票
 - この調査の時限は調査日とする。
 - 職種名は事業場の通称とするが、不明確な回答については、調査者が調査票回収後に事業場において確かめる。
 - 2、4は○印を沢山つけても構わないことを説明する。
 - 1、3、5については具体的に記入するように例をあげて説明する。

年少者の労働災害調査票

(この調査は災害をうけたときのことを思い出して書いて下さい。)

氏 名 性 別 男 女

1 あなたは何をして何でけがをしたのですか(けがをした機械、工具、材料などの名をあげてくわしく書いて下さい)

2 あなたはその時どこで仕事をしていましたか。(これと思うものに○印をつけて下さい)

- 1) 屋 内 2) 屋 外 3) 高所(高さ5米以上)
4) 地下(ずい道、坑内) 5) そ の 他

3 あなたがうけた災害は次のどれにあたりますか。(これと思うものに○印をつけて下さい)

- 1、自分が直接おこしたもの
2、他人が起したもの
3、自然におきた災害のそばづえをくったもの

4 あなたがけがをした原因は次のどれにあたると思いますか。(これと思うものに○印をつけて下さい。いろいろの原因がある場合は○印をいくつつけてもかまいません)

- 1、危い機械や工具をつかっていた。
2、機械又はせつびがよくなかった。
3、工具が不完全、又は不適当であった。
4、安全装置、又は安全器具がなかった、またはあったがよくなかった。
5、危い材料をあつかっていた。
6、材料又は取あつかっているものが不適当だった。(重すぎるなど)
7、作業場所がせまかった。
8、足場が悪かった。
9、作業場のせいとんが悪かった。
10、衣服がわるかった。
11、安全教育をうけなかった。
12、作業についての知しきがたりなかった。
13、作業によくなれていなかった。
14、仕事が好きでなかった。
15、仕事がつまらなかった。
16、仕事がむづかしかった。
17、仕事がいそがしかった。
18、力のいる仕事であった。
19、速度のはやい仕事であった。
20、ひとく気をはってする仕事であった。
21、交替制のためつかれていた。
22、残業が多かった。
23、人手がたりなかった。
24、れんらくがよくとれていなかった。
25、注意がたりなかった。
26、職場で(家庭で)心配ごとがあった。
27、職場で(家庭で)ふまんがあった。
28、きそくや命令をまもらなかった。
29、体力が不適であった。

- 30. 体格が不適当であった。
- 31. つかれていた。
- 32. すいみがたりなかった。
- 33. けんこうを害していた。
- 34. 月経時だった。
- 35. その他（何か

)

- 5 あなたのけがのなおり具合はどんなですか。（これと思うものに○印をつけて下さい）
 - 1. 完全にもとどろりになった。
 - 2. けがはなおったが傷害があとにのこった。（例えば指を切ったため指が一本なくなったとか、片方の耳がきこえなくなってしまった、というようなこと）
 - 3. そ の 他
- 6 あなたはあの時どうすればけがをしないですんだと思いますか。
- 7 使用者はあなたがけがをした時、どんなたいどでしたか。（これと思うものに○印をつけて下さい）
 - 1. よく世話をしてくれた。
 - 2. ふつうだった。
 - 3. あまりよくしてくれなかった。
 - 4. れいたんだった。
- 8 あなたが災害をうけたのち、それに対して防止策を行いましたか。
それはどのようなことですか。
- 9 あなたの工場の安全管理者は災害原因について調査をしましたか。
し た
しない
- 10 あなたは安全教育をうけたことがありますか。
あ る
な い
- 11 あなたの職場で危険だと思われるものがありますか。
な い
あ る
それはどのようなものですか。

それに対して危険を防ぐためにどんな方法がとられていますか。

- 12 あなたは安全や災害についてどんなことを希望しますか。（工場のせつび、機械、防止の方法、その他何でも気づいたことを書いて下さい）

年少労働者の個人調査票

職種別

年令

性別 男・女

- 1 あなたはどのような仕事をしていますか。(機械、工具、材料等の名をあげてくわしく書いて下さい)
- 2 あなたはどこで仕事をしていますか。
 - 1) 屋 内
 - 2) 屋 外
 - 3) 高 所(高さ5米以上)
 - 4) 地 下(下水道、坑内、その他これに準ずるところ)
 - 5) そ の 他
- 3 あなたは危険な仕事をする時、必ず必要な防護具をつけていますか。
 - い る
 - いない(それは何故ですか)
- 4 あなたの仕事場で次のようなことはありませんか

1) 危い機械や工具を使っている 2) 機械又はせつびがよくない 3) 工具が不完全又は不適當である 4) 安全装置又は安全器具がない、又あって もよくない 5) 危い材料を扱っている 6) 材料又は取扱っているものが不適當であ る(重すぎるなど) 7) 作業場所がせまい 8) 足場がわるい 9) 作業場のせいとんがわるい 10) 衣服がわるい 11) 安全教育を受けていない	12) 作業についての知識がたりない 13) 作業によく慣れていない 14) 仕事が好きでない 15) 仕事がつまらない 16) 仕事がむづかしい 17) 仕事がいそがしい 18) 力のいる仕事である 19) 速度のはやい仕事である 20) ひどく気を張ってする仕事である 21) 交替制のためつかれている 22) 残業が多い 23) 人手がたりない 24) れんらくがよくとれていない
---	---
- 5 あなたは災害防止をするためにどんなことを希望しますか。(工場の設備、機械、工具、災害防止の方法、その他何でも気づいたことを書いて下さい)

整理番号

年少労働者の災害実態調査

昭和30年3月25日 印刷

昭和30年3月31日 発行

発行者

東京都千代田区大手町一ノ七番地

労働省婦人少年局

印刷者

東京都中央区入船町二ノ三番地

水井印刷工業株式会社

調査資料 年少労働者の災害実態調査正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
4	2. 1 行目	産業に別	産業別に
5	(1) 又	場合が	場合が
8	14	多いのは帯鋸	多いのは場内に関するもので26.9%。帯鋸
8	15	23.1%。次は機械	22.0%。次は材料
9	第6回 総平均	48.13	47.34
9	第7回	0.77	0.75
10	第7回 自然にあきた	13.2	14.2
16	(1) 5 行目	随時	随 時
17	4	附表9及び10	附表8
23	10	下り業場でも	下り業場では
31	3. 8	14名はである	14名である。
31	下から5	意が足りなかった」	に答えて「注意が足りなかった」
31	4	に答えて「注又は	又は
31	6	どのかず違ふ	6のがず違ふ
32	10	是取扱災害も	是取扱災害が
44	割 合	H・I・J	H・I・J
46	年少労働者	災害保障	災害補償
50	K・L	附属品	部 分 品
54	G 検査工	庄より6.7項目をそのまま引く一着	上の筈に入れる。
56	K は工工 災害原因 災害者	バヤット	バヤツ
58	K 組立工	ハリ	ハリ
59	L 組立工	木 差	木 座
62	5 行 目	場、合	場、合。

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来誌



00763528

